

土 庄 町
障 害 者 計 画 (第3期)
障 害 福 祉 計 画 (第5期)
障 害 児 福 祉 計 画 (第1期)

平成30年3月
香川県土庄町

ごあいさつ

近年、障害のある人たちを取り巻く状況は、新たな法律の制定や制度改正に伴う大幅な変革、社会情勢の複雑化・多様化などにより、大きな転換期を迎えています。

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたのを受けて、本町では、平成 30 年 3 月に「土庄町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例」を制定いたしました。この条例の施行を契機として、障害の有無にかかわらず平等な社会参加の機会が保障され、一人ひとりの尊厳と人格選択と自己決定が大切にされる共生社会の実現に向け障害者施策の一層の推進に取り組んでまいります。

こうした状況の中、本町における障害者施策の方向性や取り組むべき事項を定めた「土庄町障害者計画（第 3 期）・障害福祉計画（第 5 期）・障害児福祉計画（第 1 期）」を策定しました。今後は、町民の皆様や関係者団体等のご協力をいただきながら、本計画に掲げた 7 つの基本目標の達成に努めることで、「地域で支え合いながら 誰もが自分らしくいきいきと暮らすまち」の実現を目指してまいります。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただいた多くの方々、熱心にご審議いただいた「土庄町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」の委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

土庄町長 三枝 邦彦

目 次

第1部 障害者計画（第3期）	
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
(1) 土庄町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会での審議	4
(2) アンケート調査の実施	4
(3) パブリックコメントの実施	4
第2章 土庄町の障害者の状況	5
1 人口の推移	5
2 障害者の状況	6
(1) 身体障害者	6
(2) 知的障害者	8
(3) 精神障害者	9
(4) 難病	9
3 障害児の状況	10
(1) 保育所在籍児童	10
(2) 特別支援学級	11
4 アンケート調査結果	12
(1) 対象者の属性について	13
(2) 暮らしについて	16
(3) 困りごとに対する相談について	19
(4) 介助者の状況	22
(5) 福祉サービスについて	23
(6) 情報収集について	26
(7) 通園・通学について	27
(8) 雇用・就労について	28
(9) 外出について	30
(10) 社会参加について	31
(11) 地域防災について	32
(12) 障害者差別について	33
第3章 計画の基本構想	34
1 基本理念	34
2 基本目標	35
(1) 地域生活支援の充実	35
(2) 相談支援・情報提供体制の充実	35

(3) 社会参加の促進	36
(4) 障害児への支援	36
(5) 保健・医療の充実.....	37
(6) 人にやさしく安心・安全なまちづくり	37
(7) 障害に対する理解や配慮の促進.....	37
3 施策体系	38
第4章 施策の展開～障害者計画（第3期）～	39
基本目標 1 地域生活支援の充実.....	39
(1) サービス提供体制の整備	39
(2) 安心して暮らせる場の確保	40
(3) 生活の場の安定のための支援.....	41
基本目標 2 相談支援・情報提供体制の充実	42
(1) 相談支援体制の整備	42
(2) 情報提供の充実	43
基本目標 3 社会参加の促進	44
(1) 就労の支援	44
(2) 社会参加への支援.....	45
基本目標 4 障害児への支援.....	46
(1) 早期発見・早期療育の充実	46
(2) 障害児保育の充実.....	46
(3) 特別支援教育の推進.....	47
(4) 家族への支援	48
基本目標 5 保健・医療の充実	49
(1) 健康づくり・疾病の予防.....	49
(2) 医療・リハビリテーションの充実.....	49
基本目標 6 人にやさしく安心・安全なまちづくり	51
(1) 福祉のまちづくりの推進	51
(2) 移動支援の充実	51
(3) 防災・防犯体制の整備.....	52
(4) 各種団体との連携強化.....	53
基本目標 7 障害に対する理解や配慮の促進	55
(1) 理解と交流の促進.....	55
(2) 権利擁護・虐待防止の推進	56
第5章 計画の推進に向けて	57
1 計画の実施体制.....	57
(1) 町の体制.....	57
(2) 関係機関・ボランティア団体との連携体制.....	57
2 計画の進行管理・評価	57

第2部 障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 基本的な視点	2
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	2
(2) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	2
(3) 地域共生社会の実現に向けた取組	3
(4) 障害児の健やかな育成のための発達支援	3
第2章 成果目標	4
1 障害福祉計画（第4期）における成果目標と実績	4
(1) 施設入所者の地域生活移行	4
(2) 地域生活支援拠点等の整備	4
(3) 福祉施設から一般就労への移行	4
2 障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）における成果目標	5
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	5
(2) 福祉施設から一般就労への移行	5
(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
(4) 地域生活支援拠点等の整備	6
(5) 障害児支援の提供体制の整備	6
第3章 障害福祉サービス等の見込量	7
1 障害福祉サービスの実績と見込量	7
(1) 訪問系サービス	7
(2) 日中活動系サービス	8
(3) 居住系サービス	12
2 相談支援の実績と見込量	14
3 障害児通所支援等の実績と見込量	15
4 地域生活支援事業の実績と見込量	18
(1) 必須事業	18
(2) 任意事業	24
参考資料	
1 策定委員会設置要綱	1
2 土庄町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿	2

第1部 障害者計画（第3期）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、国では、障害者福祉制度の改革を推進しています。平成23年8月には、障害者の定義の見直しや障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした障害者基本法を改正し、平成24年10月には「障害者への虐待の禁止や予防を内容とした障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行、平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行、さらに同年9月には「第3次障害者基本計画」（平成25年度～平成29年度）を策定し、基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障害者の自己決定の尊重）、安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野を追加しました。

平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」が施行され、また、平成28年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号）」の一部施行、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法平成28年法律第29号）」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号）」の施行など、障害者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

本町では、これまで、平成24年3月に「土庄町障害者計画（第2期）」を策定し、障害者施策の総合的な推進を図ってきました。

このたび、第2期計画の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針や近年行われた障害者制度改革を踏まえて、新たな計画を策定することとします。

【障害者制度改革の動向】

「障害者基本法」の改正 (H23. 8. 5 施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定 ● 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定
「障害者総合支援法」の制定 (H25. 4 施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 社会モデルに基づく理念の具体化 ● CH と GH の統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など ● 地域生活支援事業の追加
「障害者差別解消法」(H25. 6 月成立、H28. 4 月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治体等における差別的取り扱いの禁止 ● 地方自治体等における合理的配慮の不提供の禁止 (民間事業者は努力義務) ● 差別解消に向けた取組みに関する要領を策定 (地方自治体は努力義務)
「障害者権利条約」の批准 (H26. 1 月)
● H19 年に署名後、基本法改正、差別解消法制定等の国内法制度の整備に取り組んできた
「難病医療法」(H26. 5 月成立、H27. 1 月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大 ● 相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実する
「障害者雇用促進法」改正 (H25. 6 月成立、H28. 4 月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いを禁止 ● 法定雇用率算定に精神障害者を加える (平成 30 年 4 月 1 日から施行)
「成年後見制度利用促進法」 (H28. 5. 13 施行)
● 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
「発達障害者支援法」改正 (H28. 5 月成立、H28. 8 月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害の定義と発達障害への理解の促進 ● 発達障害者支援地域協議会の設置
「ニッポン一億総活躍プラン」 (H28. 6. 2 閣議決定)
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ● 地域共生社会の実現
「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正 (H30. 4. 1 施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 自立生活援助の創設・就労定着支援の創設 ● 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ● 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 (障害児福祉計画の策定) ● 医療的ケアを要する障害児に対する支援

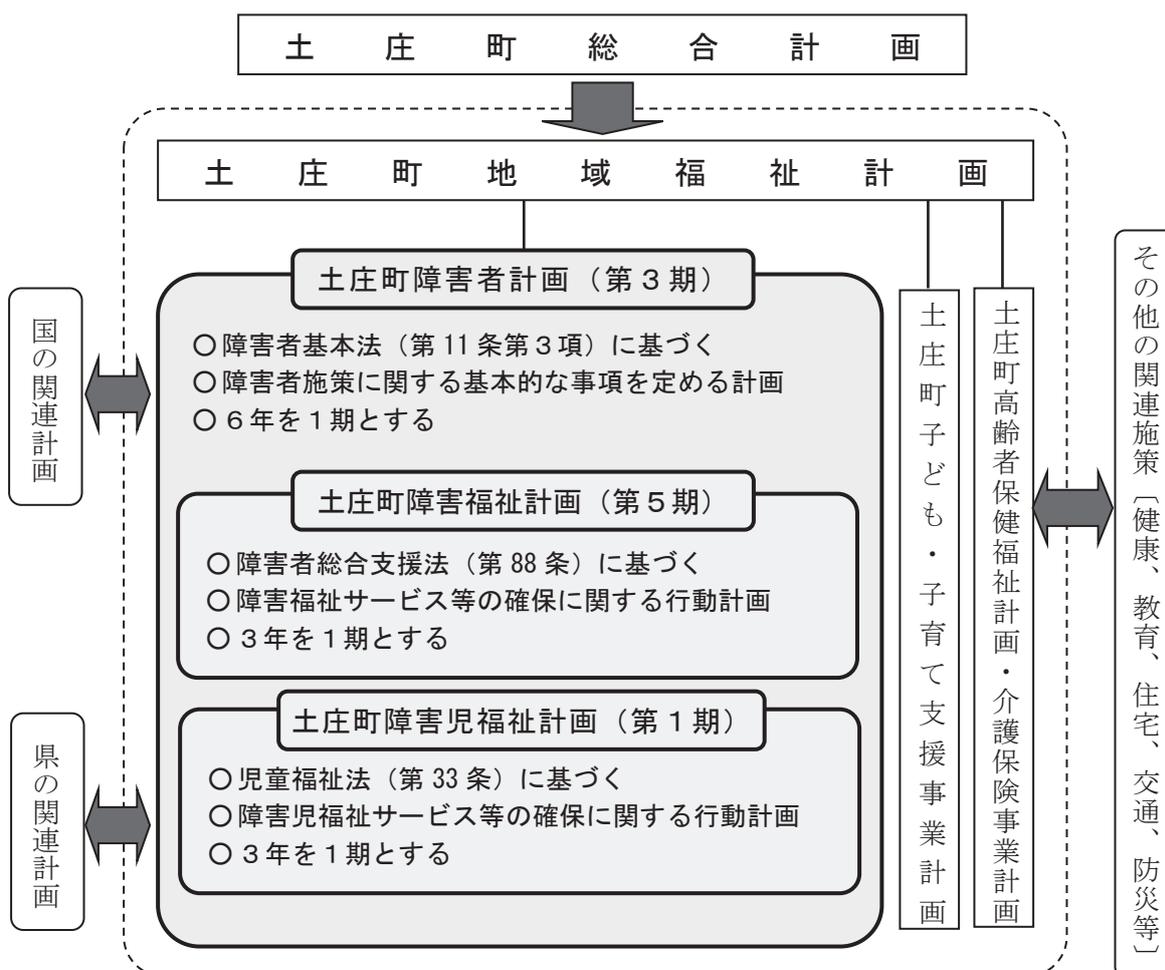
2 計画の位置付け

「土庄町障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく市町村障害者計画であり、町が進めていく障害者施策の基本方針や目標を総合的に定める計画です。

なお、「土庄町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画として障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して定めるものとされていることから、サービス提供等にかかる実施計画的な位置付けの計画として、整合性をもって推進します。

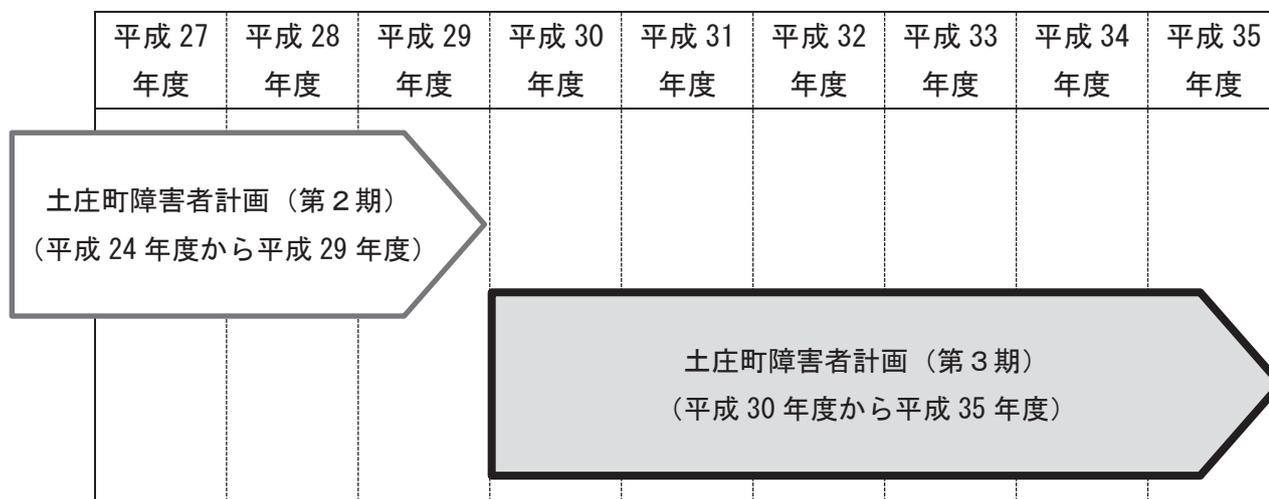
また、今般の児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるものとされています（第 33 条の 20）。障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができるとなっており、本町は一体的に作成するものとします。

本計画は、「土庄町総合計画」を上位計画とし、「土庄町地域福祉計画」等の地域福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。



3 計画の期間

本計画の計画期間については、障害者計画は障害者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間の計画とします。



4 計画の策定体制

（1）土庄町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会での審議

計画策定に当たっては、障害者団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、行政関係職員等で構成される「土庄町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」において、計画内容等について検討しました。

（2）アンケート調査の実施

障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などを把握し、本計画策定の基礎資料として障害のある人の福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

（3）パブリックコメントの実施

計画策定に当たっては、ホームページにおいて計画案を公表し、町民の考えや意見を聞くパブリックコメント（平成 30 年 2 月 19 日から 3 月 2 日）を実施しました。

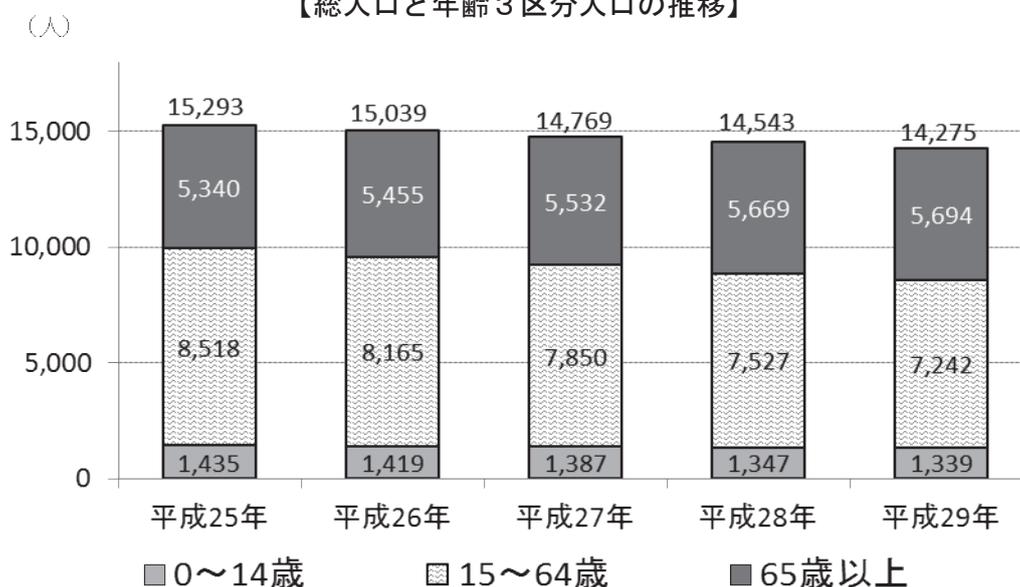
第2章 土庄町の障害者の状況

1 人口の推移

直近5か年の人口は、0～14歳、15～64歳の人口が減少を続ける一方で、65歳以上の人口が増加を続けています。また、総人口は減少を続けており、平成29年は14,275人となっています。

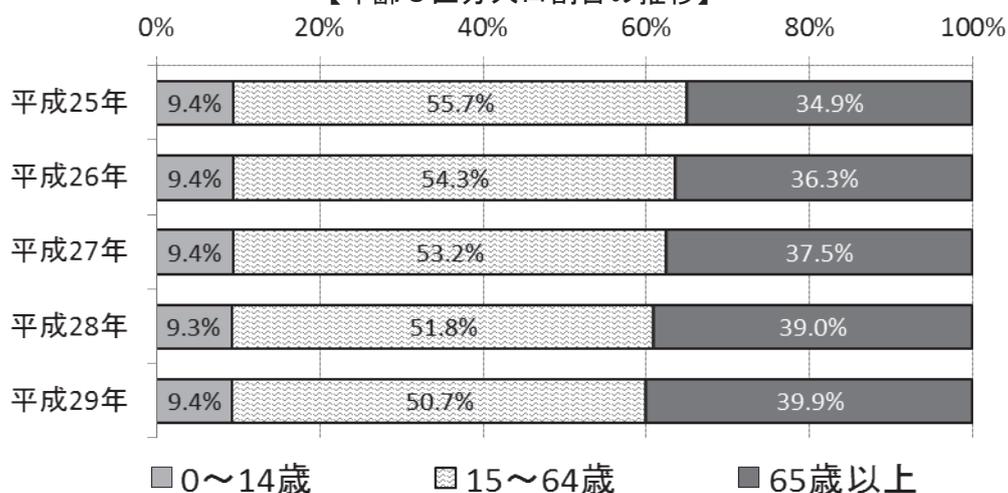
年齢3区分人口割合は、0～14歳で9.4%、15～64歳で50.7%、65歳以上で39.9%となっています。

【総人口と年齢3区分人口の推移】



資料：住民基本台帳（9月末現在）

【年齢3区分人口割合の推移】



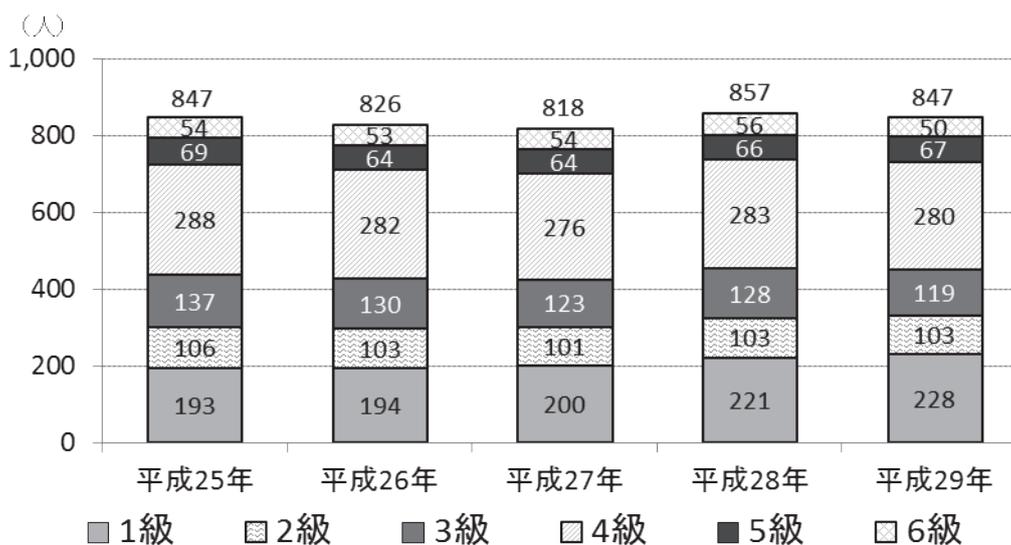
資料：住民基本台帳（9月末現在）

2 障害者の状況

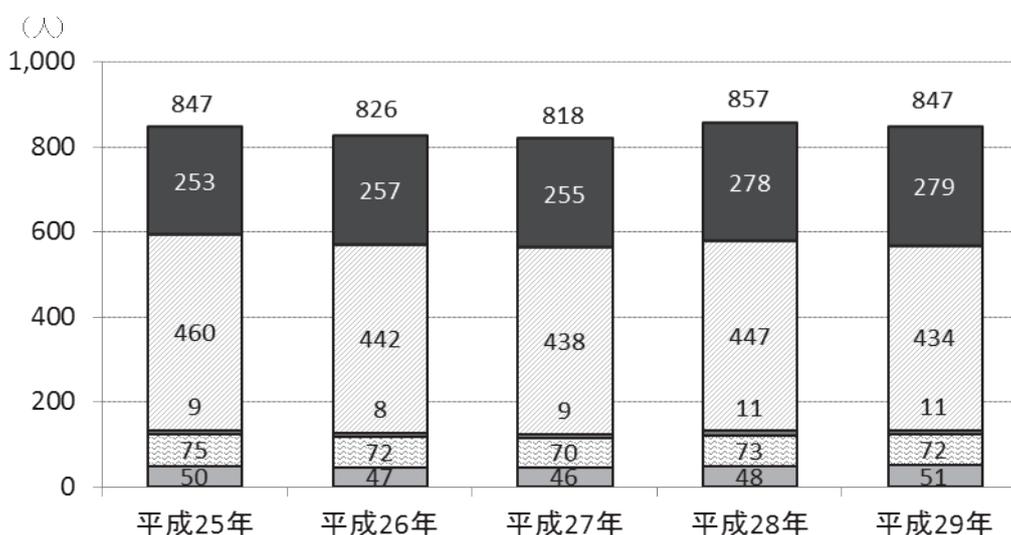
(1) 身体障害者

身体障害者手帳所持者数は850人前後で推移しており、平成29年は847人となっています。等級別では1級、部位別では内部障害¹の増加が大きくなっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移（3月末現在）】



【部位別身体障害者手帳所持者数の推移（3月末現在）】



- 内部障害
- 肢体不自由
- 音声・言語・そしゃく機能障害
- 聴覚・平衡機能障害
- 視覚障害

1 内部障害…心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害の7つの障害がある。

身体障害者手帳所持者の8割近くは65歳以上が占めています。

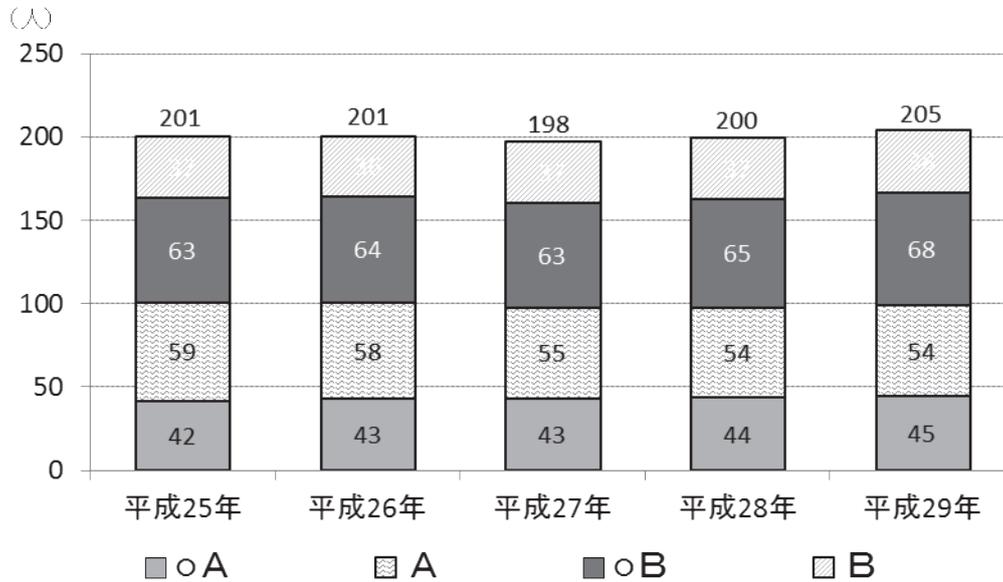
【等級別・部位別・年齢別身体障害者手帳所持者数（平成29年3月末現在）】

部位別・年齢別/等級別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	7	5	1	1	1	1	16
	65歳以上	13	12	2	3	3	2	35
	計	20	17	3	4	4	3	51
聴覚・平衡機能 障害	18歳未満	0	0	0	0	0	1	1
	18～64歳	1	1	3	2	0	3	10
	65歳以上	4	8	6	20	1	22	61
	計	5	9	9	22	1	26	72
音声・言語・ そしゃく機能 障害	18歳未満	0	0	0	2	0	0	2
	18～64歳	1	0	1	3	0	0	5
	65歳以上	1	0	2	1	0	0	4
	計	2	0	3	6	0	0	11
肢体不自由	18歳未満	10	0	0	0	1	0	11
	18～64歳	19	24	14	21	13	7	98
	65歳以上	41	51	55	116	48	14	325
	計	70	75	69	137	62	21	434
内部障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18～64歳	23	0	3	21	0	0	47
	65歳以上	107	2	32	90	0	0	231
	計	131	2	35	111	0	0	279
計	18歳未満	11	0	0	2	1	1	15
	18～64歳	51	30	22	48	14	11	176
	65歳以上	166	73	97	230	52	38	656
	計	228	103	119	280	67	50	847

(2) 知的障害者

療育手帳所持者数は、200 人前後と横ばい傾向で推移しています。
年齢別では、1 割近くが 18 歳未満となっています。

【障害程度別療育手帳所持者数の推移（3 月末現在）】



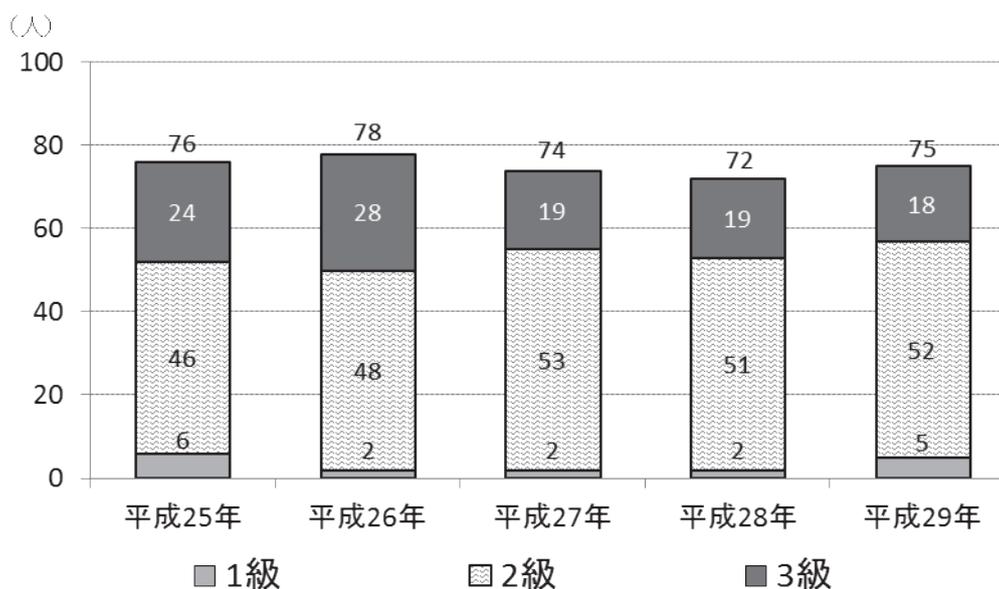
【障害程度別・年齢別療育手帳所持者数（平成 29 年 3 月末現在）】

年齢別/障害程度別	Ⓐ	A	Ⓑ	B	計
18 歳未満	6	3	2	11	22
18 歳以上	39	51	66	27	183
計	45	54	68	38	205

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、75 人前後と横ばい傾向で推移しています。年齢別では、2 割近くが 65 歳以上となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（3 月末現在）】



【等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成 29 年 3 月末現在）】

年齢別/等級別	1 級	2 級	3 級	計
18 歳未満	0	2	0	2
18 歳以上 65 歳未満	4	38	13	55
65 歳以上	1	12	5	18
計	5	52	18	75

(4) 難病

指定難病医療費受給者数（香川県指定難病も含む）は年々増加しており、平成 29 年は 163 人となっています。

【指定難病医療費受給者数（香川県指定難病も含む）の推移（3 月末現在）】

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
受給者数	128	141	153	159	163

※平成 27 年は平成 26 年 12 月末現在

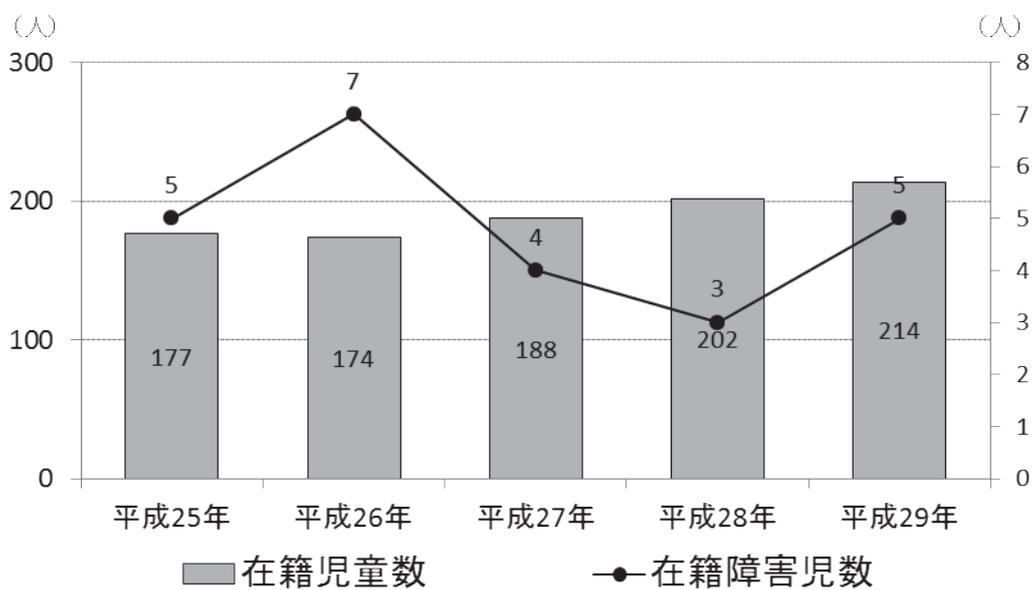
3 障害児の状況

(1) 保育所在籍児童

保育所に在籍している児童は増加傾向ですが、在籍する障害児は5人前後で推移しています。

【保育所在席児童数の推移（4月1日現在）】

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
在籍児童数	3歳未満	103	85	93	90	103
	3歳	39	45	45	50	47
	4歳以上	35	44	50	62	64
	計	177	174	188	202	214
在籍障害児数	3歳未満	0	1	1	0	0
	3歳	0	0	0	1	0
	4歳以上	5	6	3	2	5
	計	5	7	4	3	5

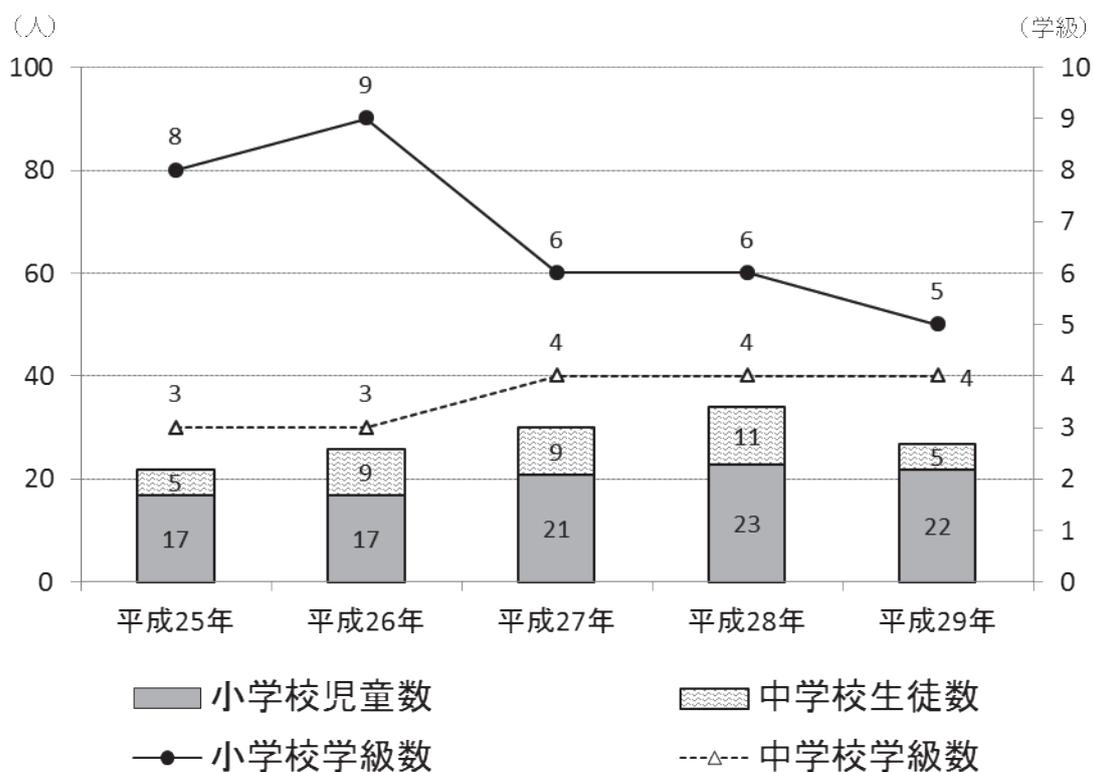


(2) 特別支援学級

小学校の特別支援学級の学級数は、小学校統合で減少していますが、児童数は増加しています。中学校の生徒数が平成 29 年は前年度と比較して 5 人と減少しています。

【特別支援学級の設置校数、学級数、児童生徒数の推移（5月1日現在）】

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学校	学級数	8	9	6	6	5
	児童数	17	17	21	23	22
中学校	学級数	3	3	4	4	4
	生徒数	5	9	9	11	5



4 アンケート調査結果

☆調査対象

平成 23 年度に策定した「土庄町障害者計画」及び平成 26 年度に策定した「土庄町障害福祉計画」の見直しの基礎資料とするため、障害者の生活実態や困りごと、福祉サービスのニーズ等を把握するアンケート調査を実施しました。

☆調査対象

身体障害者手帳所持者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

☆実施期間

平成 29 年 9 月 7 日～9 月 22 日

☆調査方法

郵送による配布・回収

☆配布・回収状況

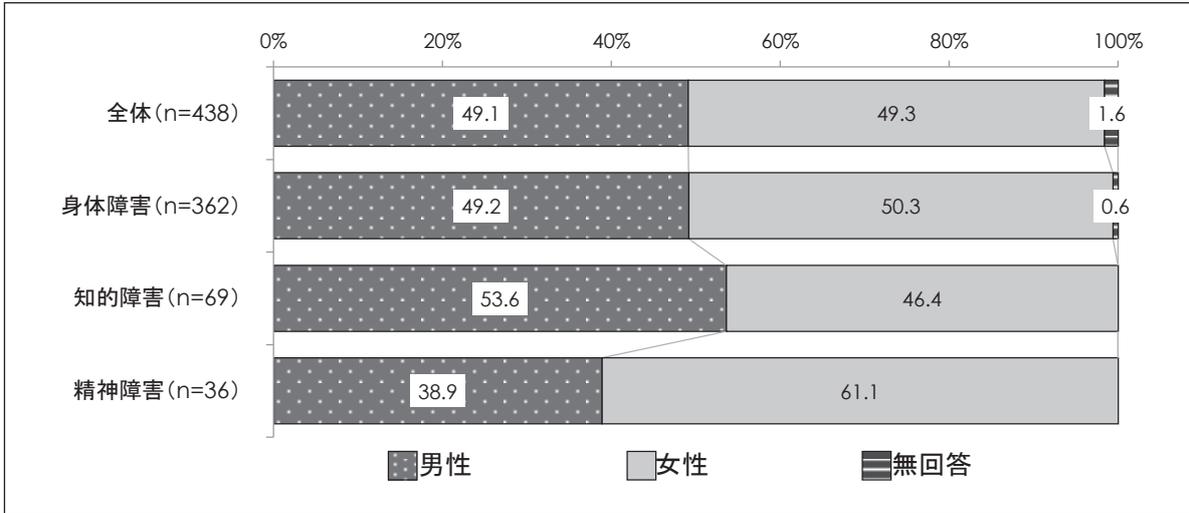
配布数	有効回収数	有効回答率
862	438	50.8%

☆留意点

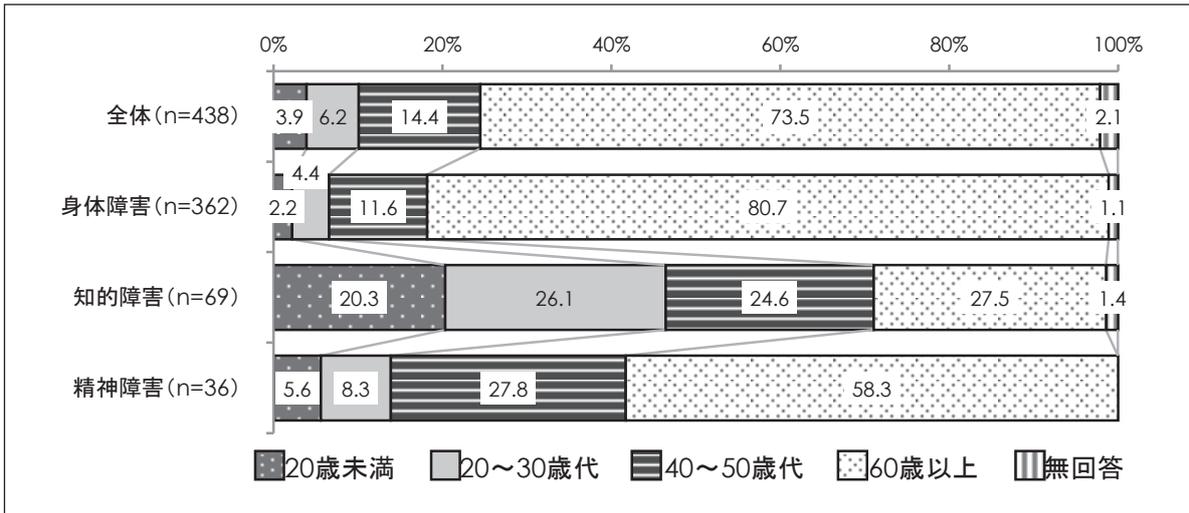
- 基数となるべき実数は、(n=〇〇) と表示し、各比率はすべてを 100%として百分率で表し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しました。そのために、百分率の合計が 100%にならないことがあります。
- 質問文の中に、複数回答が可能な質問がありますが、その場合、回答の合計は調査数を上回ることがあります。
- 身体・知的・精神の障害種別クロス集計では、手帳の複数所持者も含まれています。また、手帳不明者のデータは省略しており、各障害者別の合計値は全体の合計値と一致しません。

(1) 対象者の属性について

■性別（全体、障害別）

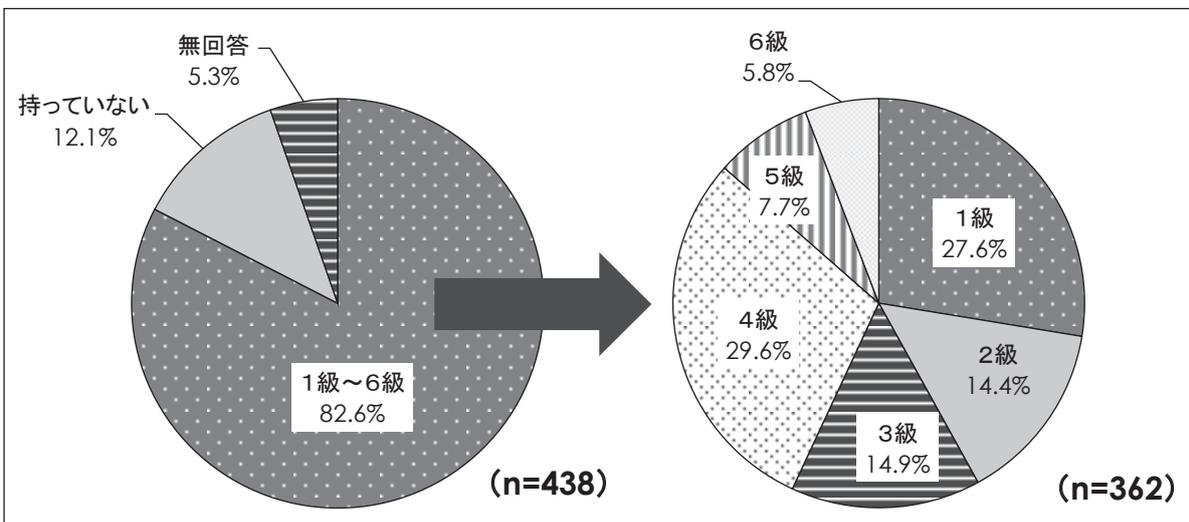


■年齢（全体、障害別）

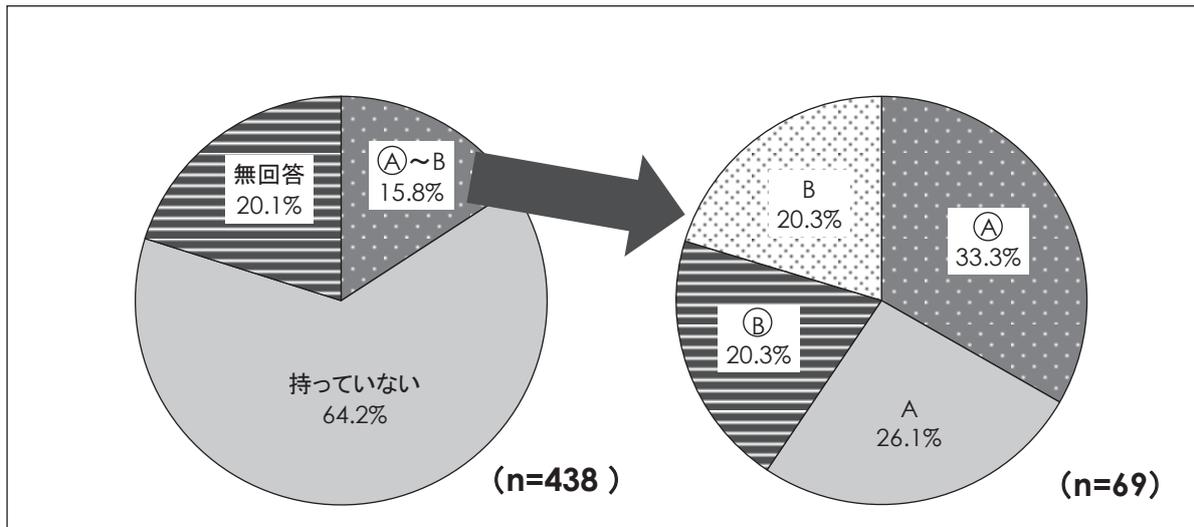


■障害の状況

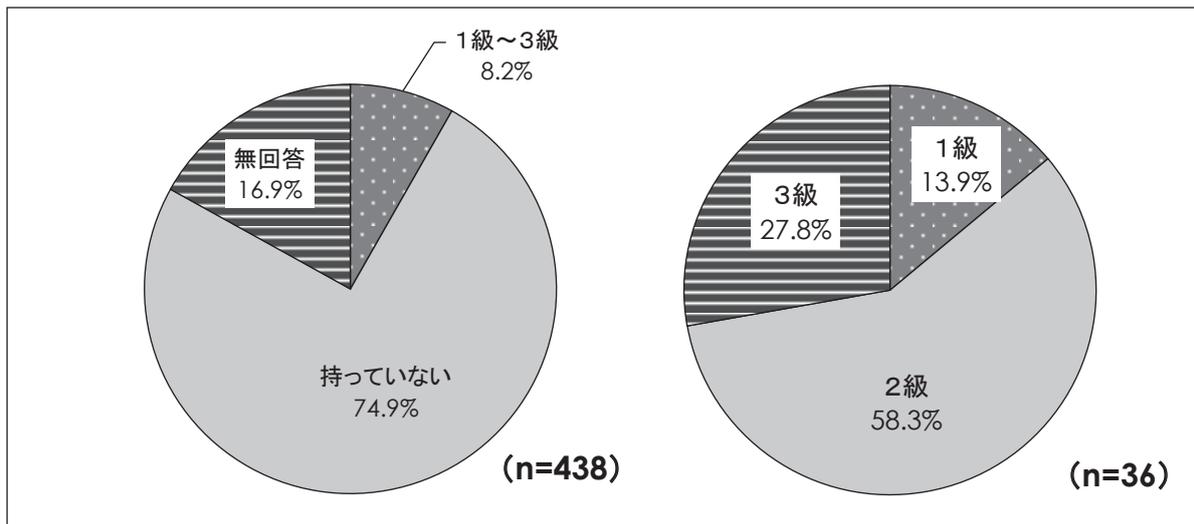
【身体障害者手帳の所持状況】（全体）



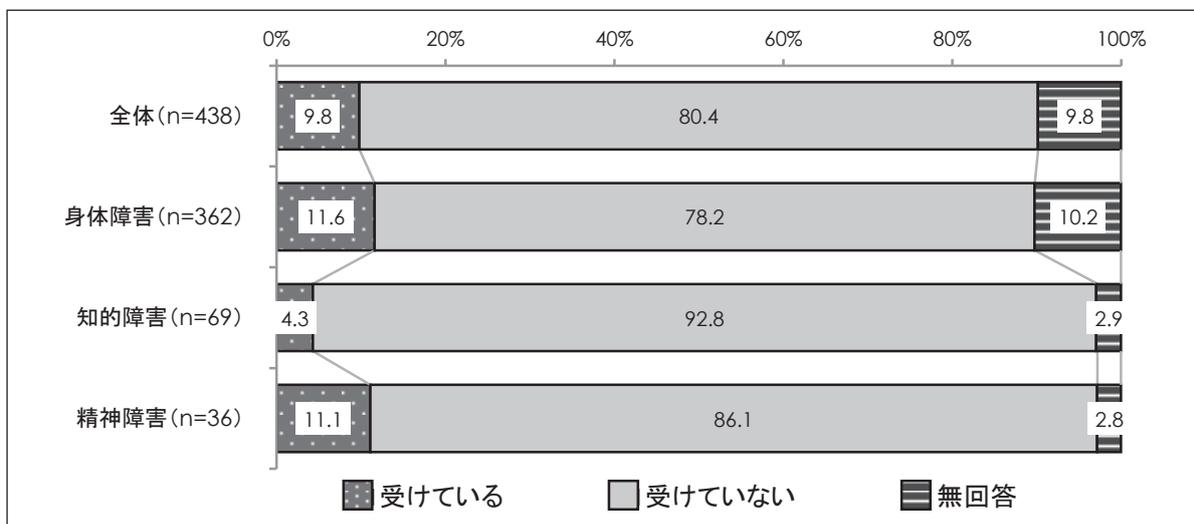
【療育手帳の所持状況】（全体）



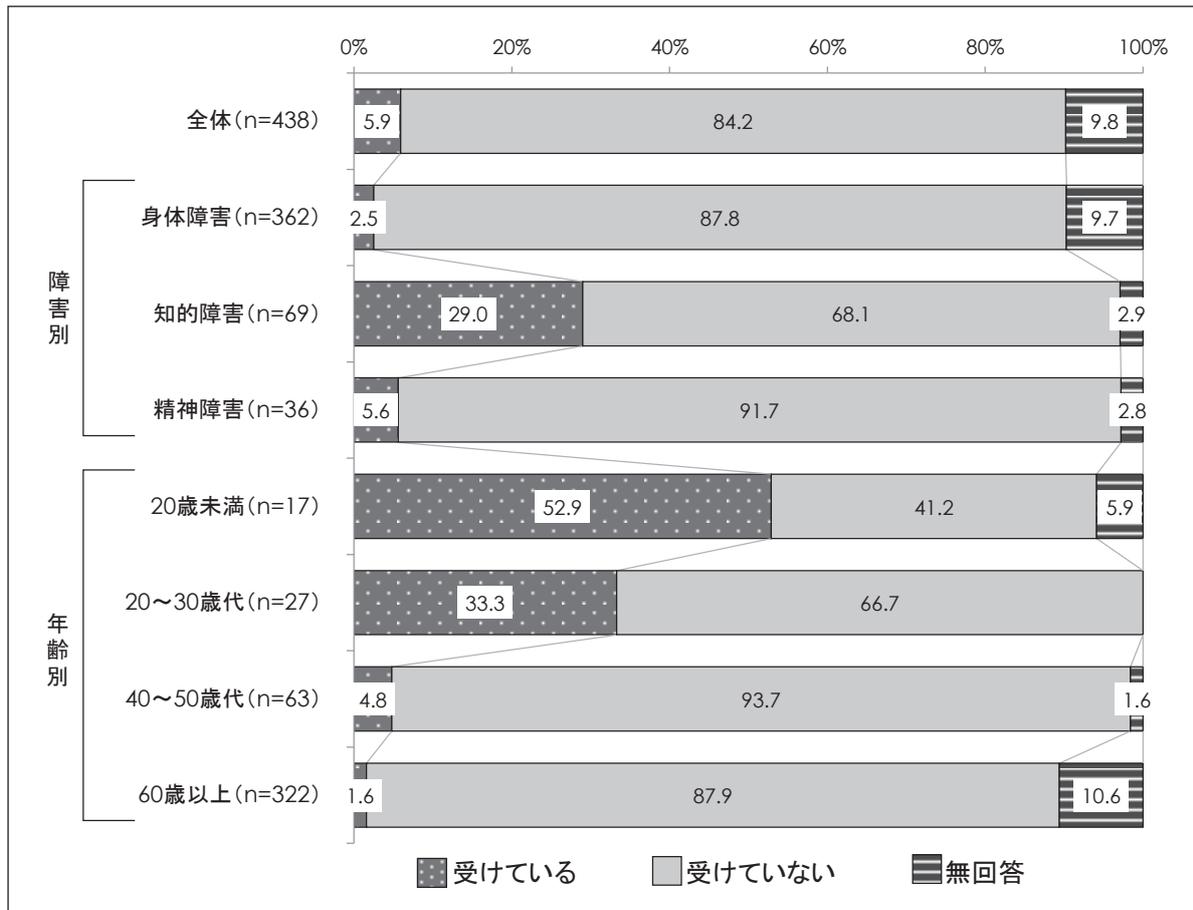
【精神障害者保健福祉手帳の所持状況】（全体）



【難病の状況】（全体、障害別）



【発達障害の状況】（全体、障害別、年齢別）



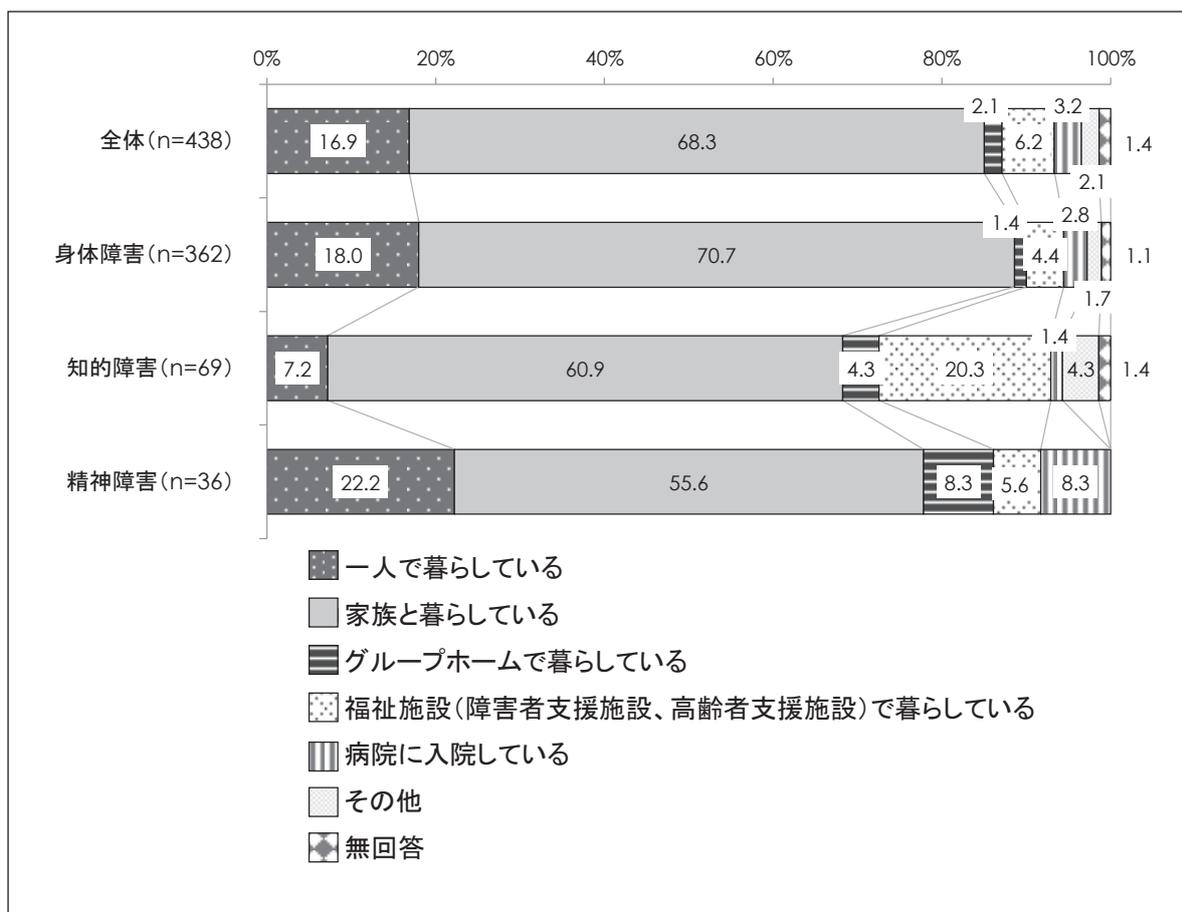
(2) 暮らしについて

① 現在の暮らし

現在の暮らしの状況をたずねたところ、全体では「家族と暮らしている」が68.3%と最も高くなっており、約7割の人が家族と一緒に暮らしています。次いで「一人で暮らしている」が16.9%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」（6.2%）、「病院に入院している」（3.2%）、「グループホームで暮らしている」、「その他」（同率2.1%）などとなっています。

障害別にみると、「家族と暮らしている」の割合が高くなっていますが、その割合は身体障害では70.7%、知的障害では60.9%、精神障害では55.6%となっており、身体障害で最も高くなっています。また、知的障害では「一人で暮らしている」（7.2%）の割合が他の障害に比べて低く、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」（20.3%）の割合が高くなっています。

■現在の暮らし（全体、障害別）



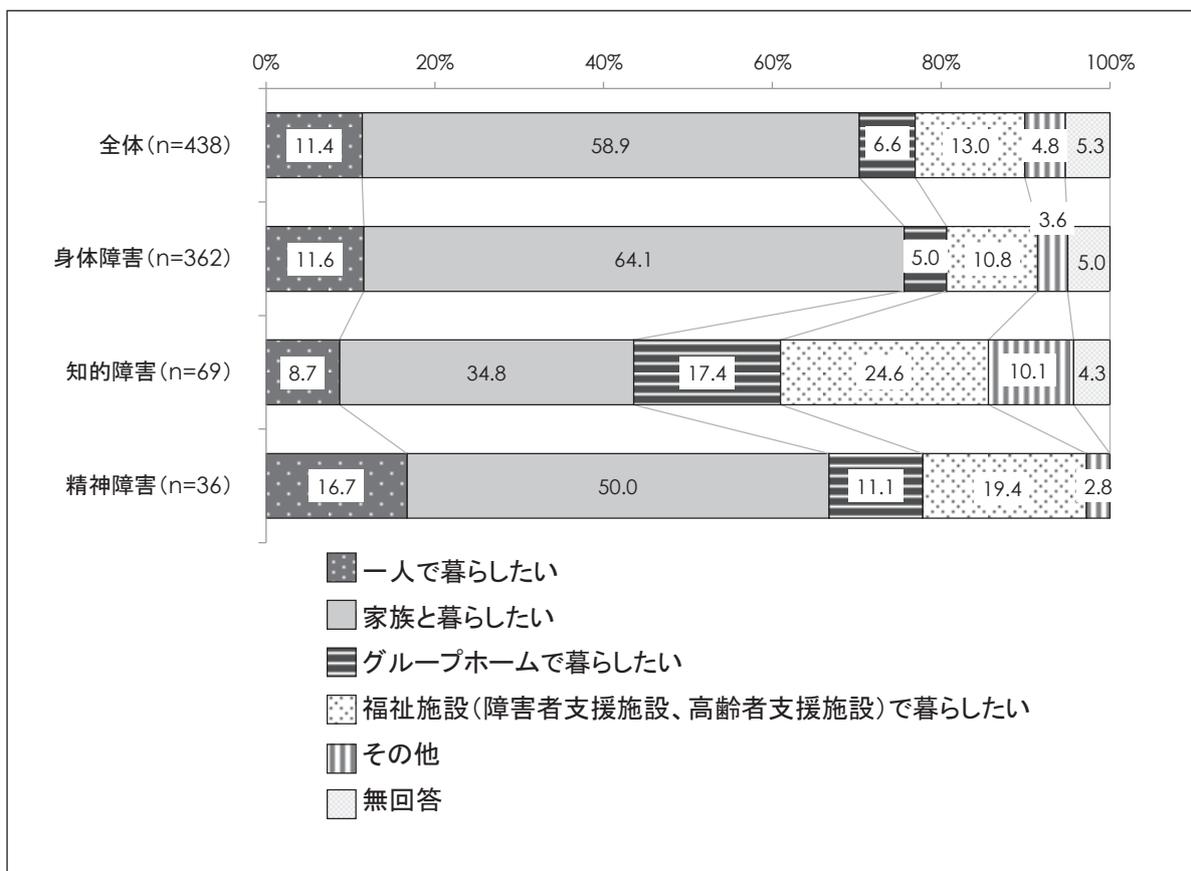
② 将来暮らし続けたい場所

将来暮らし続けたい場所についてたずねたところ、「家族と暮らしたい」が58.9%と最も高く、次いで「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」（13.0%）、「一人で暮らしたい」（11.4%）、「グループホームで暮らしたい」（6.6）となっています。

障害別にみると、「家族と暮らしたい」がそれぞれ最も高くなっていますが、その割合は違いがみられ、身体障害では64.1%と6割を超えています。知的障害では34.8%とやや低くなっています。次いで、知的障害では「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」（24.6%）、「グループホームで暮らしたい」（17.4%）と続いており、精神障害では「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」（19.4%）、「一人で暮らしたい」（16.7%）と続いています。

知的障害や精神障害では福祉施設やグループホームで暮らしたい人の割合が、身体障害に比べて高くなっています。

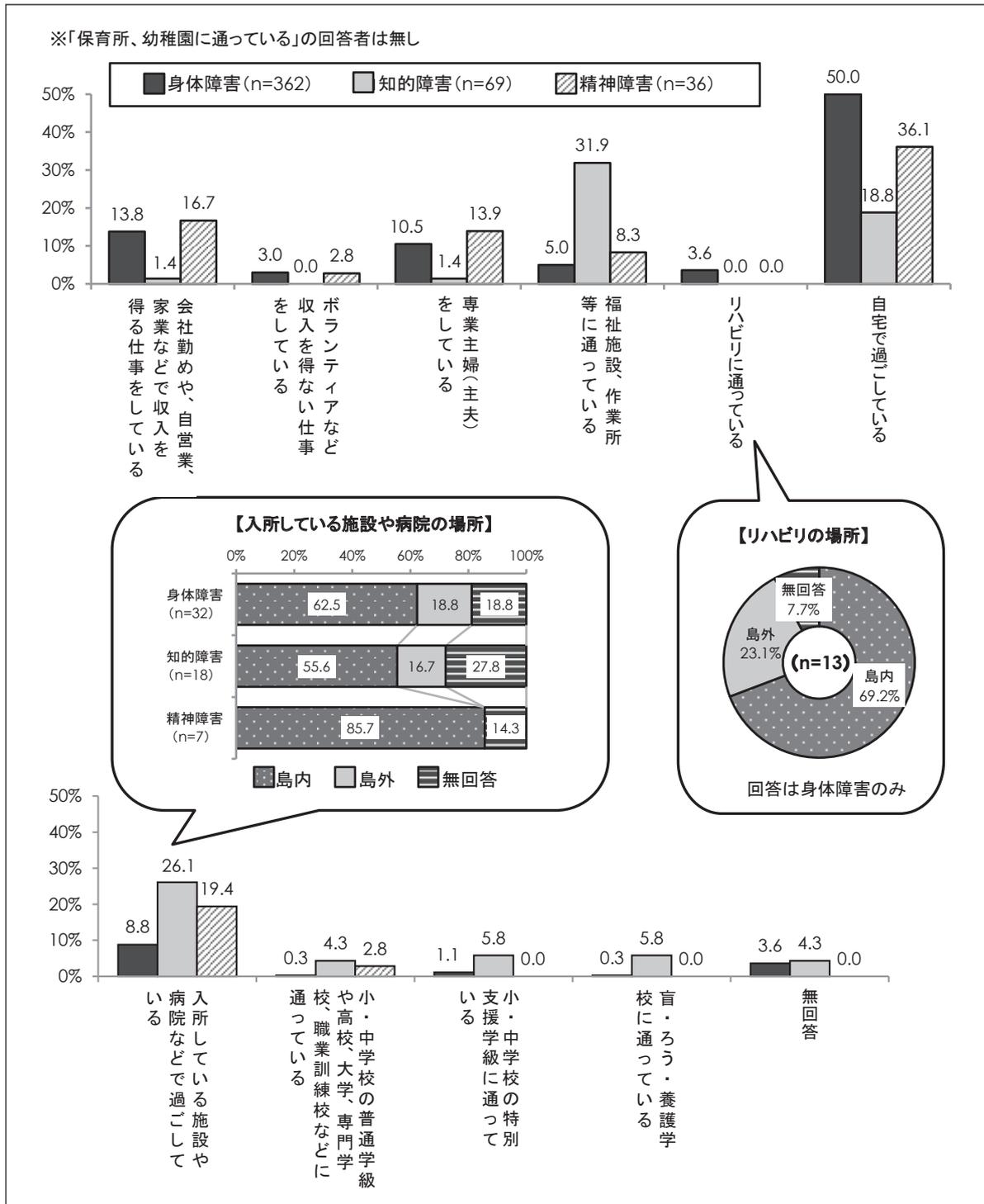
■将来暮らし続けたい場所（全体、障害別）



③ 日中の過ごし方

日中の過ごし方についてたずねたところ、知的障害では「福祉施設、作業所等に通っている」人が多くなっています。また、「入所している施設や病院などで過ごしている」人の施設や病院の場所は、身体障害、知的障害では「島外」が2割程度となっています。

■日中の過ごし方（障害別）



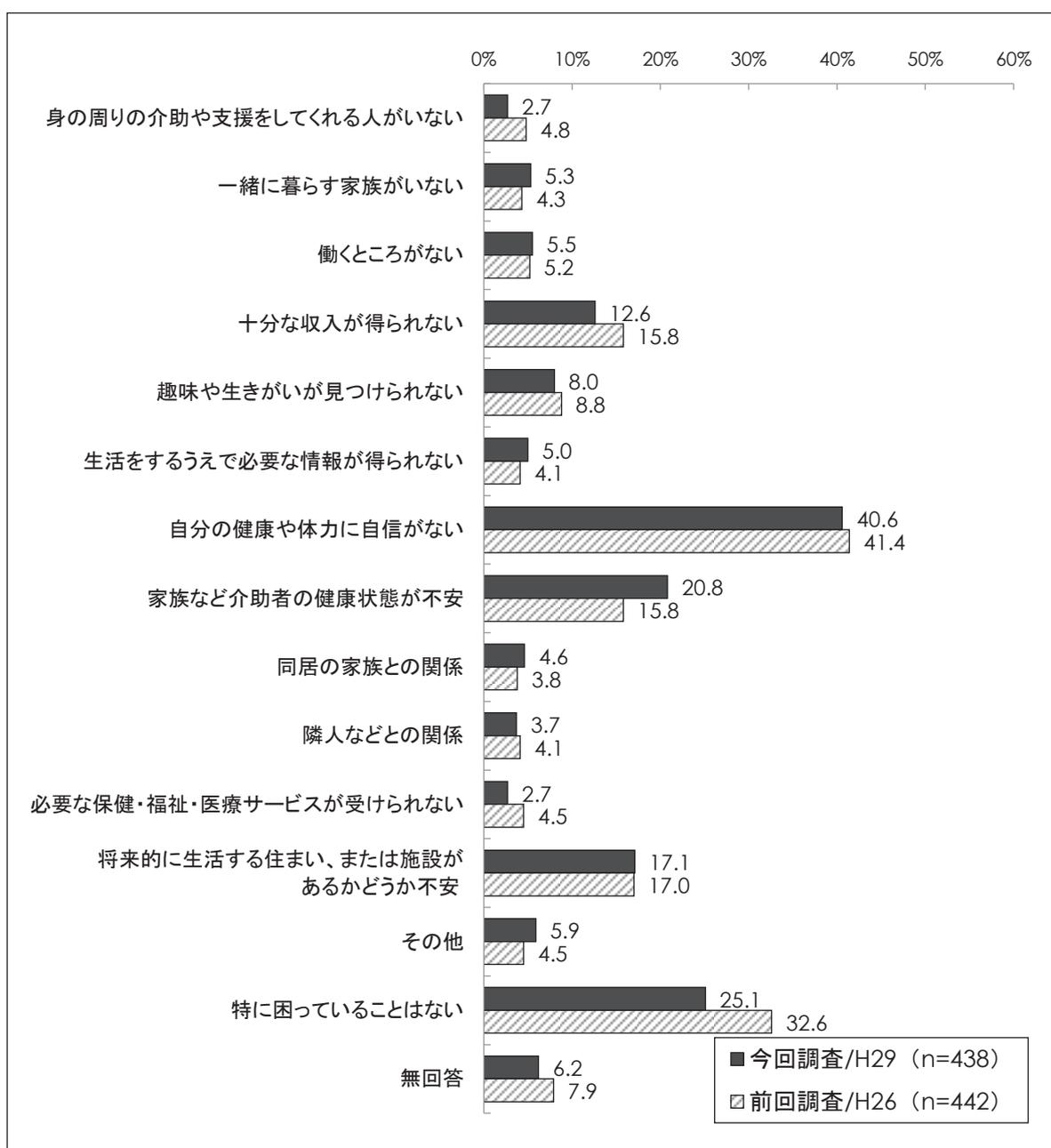
(3) 困りごとに対する相談について

① 現在の生活において困っていること

現在の生活で困っていることなどをたずねたところ、「自分の健康や体力に自信がない」(40.6%)が最も多く、次いで「特に困っていることはない」(25.1%)、「家族など介助者の健康状態が不安」(20.8%)、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」(17.1%)などとなっています。

前回調査と比較すると、「家族など介助者の健康状態が不安」が5.0ポイント増加しています。

■現在の生活において困っていること（全体、前回比較）

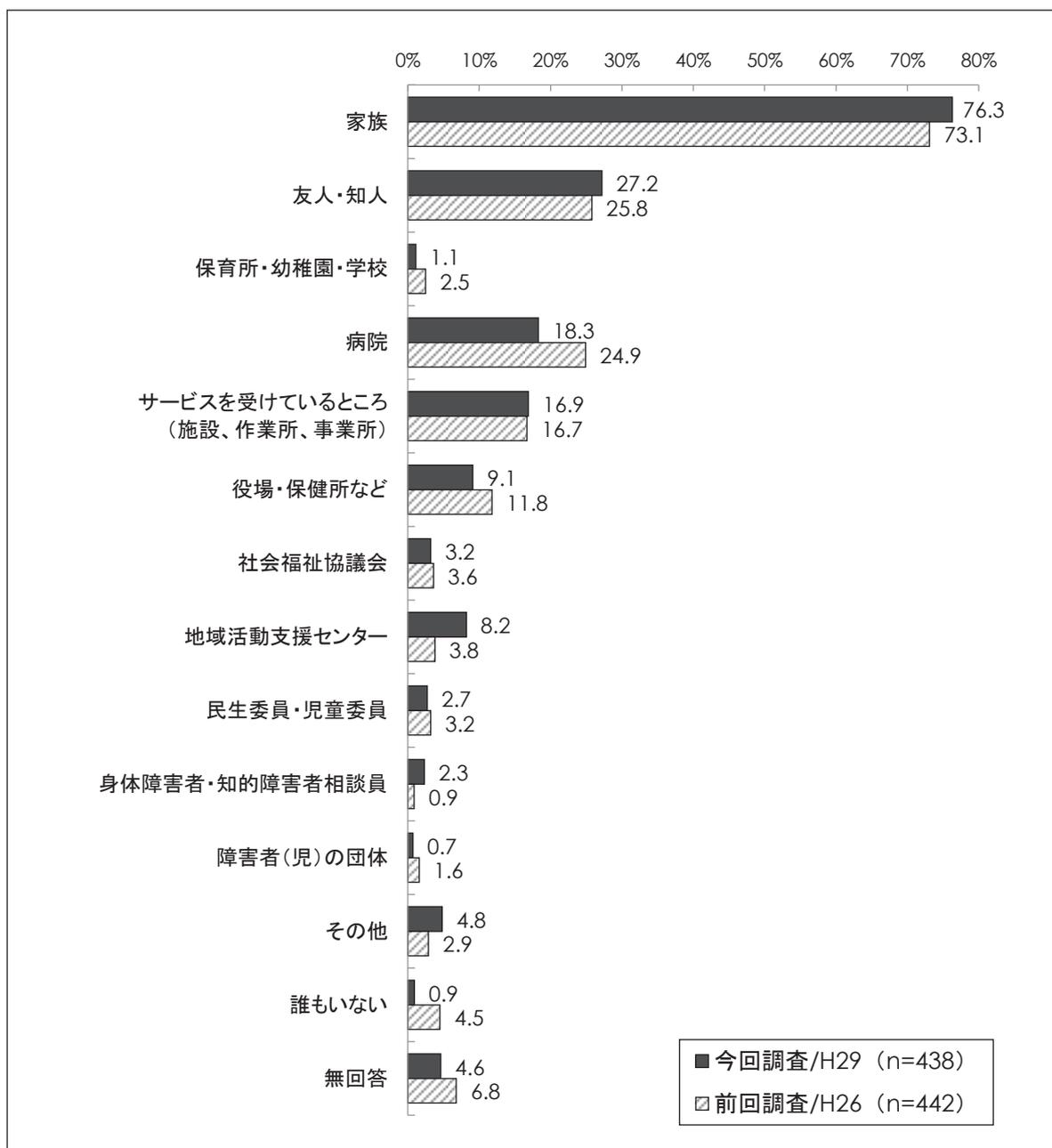


② 悩みや困ったことの相談先

悩みや困ったことの相談先についてたずねたところ、「家族」が76.3%と最も多く、その割合は突出しています。次いで「友人・知人」(27.2%)、「病院」(18.3%)、「サービスを受けているところ(施設、作業所、事業所)」(16.9%)などとなっています。

前回調査と比較すると、「病院」は前回より6.6ポイント減少しています。一方、「地域活動支援センター」は4.4ポイント増加し、今回調査では8.2%となっています。

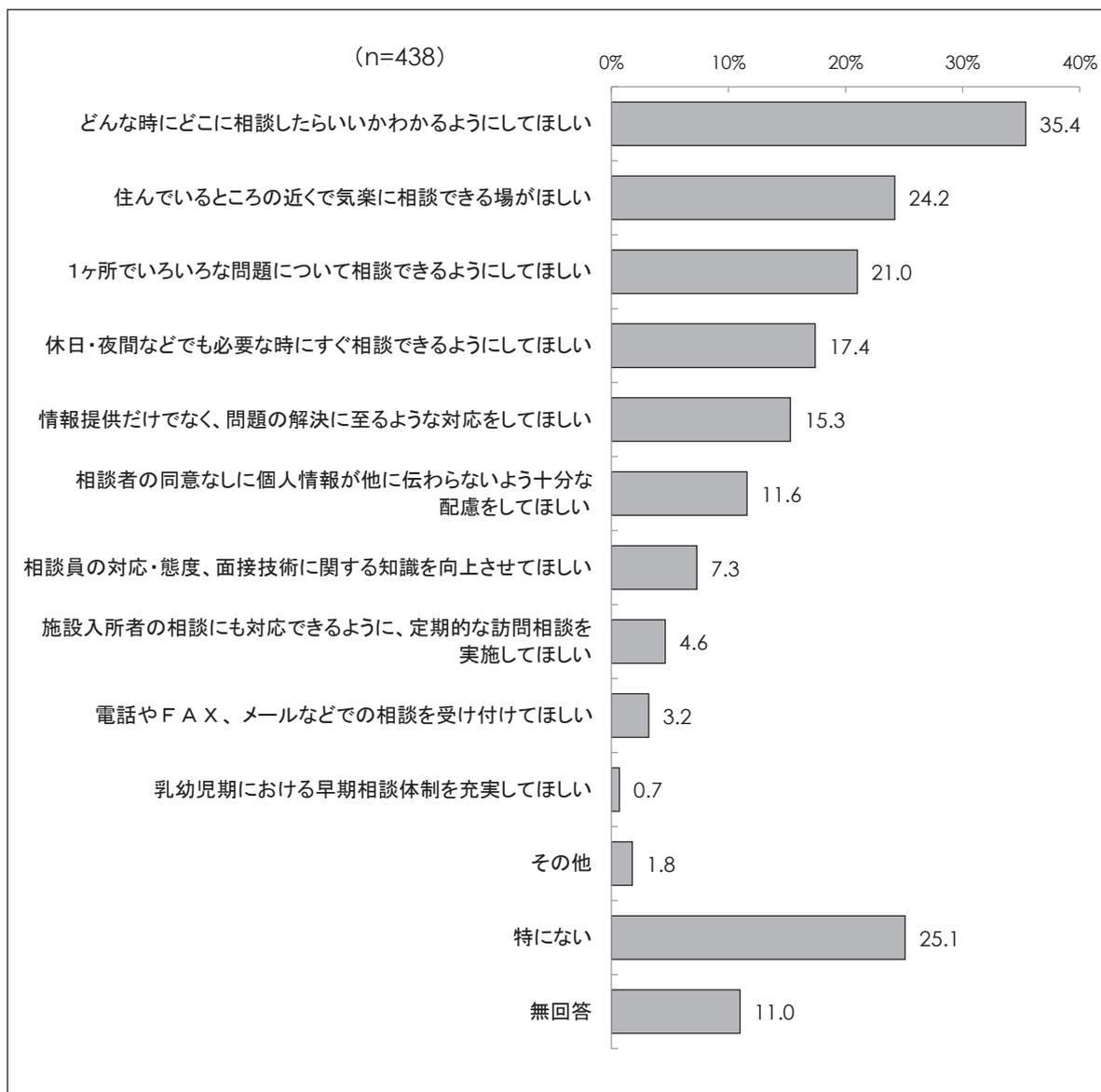
■ 悩みや困ったことの相談先（全体、前回比較）



③ 相談体制に関する要望

相談機関に相談しやすい体制をつくるために必要なことについてたずねたところ、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が35.4%と最も多く、次いで「住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい」(24.2%)、「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」(21.0%)、「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」(17.4%)、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」(15.3%)などとなっています。

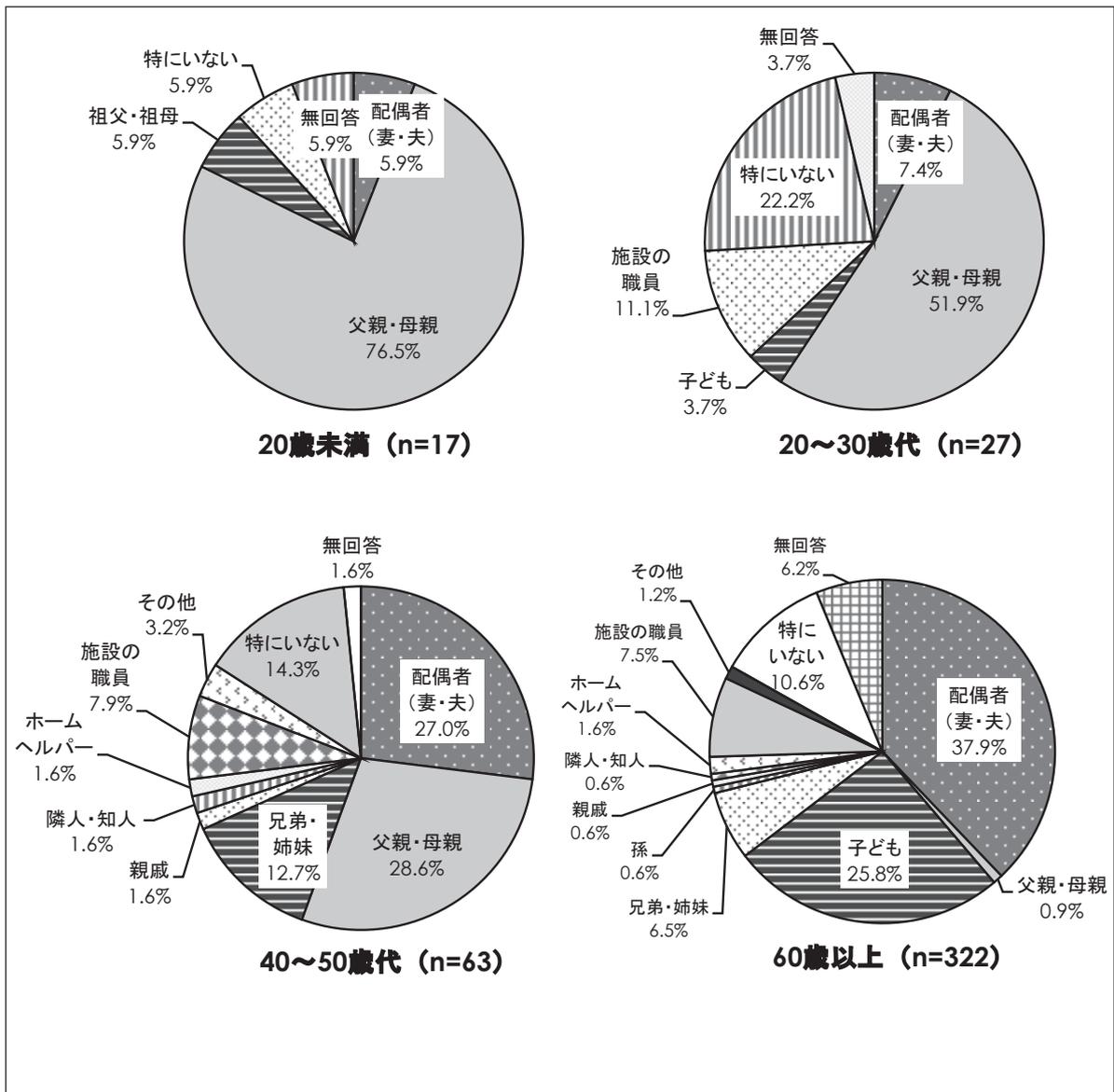
■相談体制に関する要望（全体）



(4) 介助者の状況

主な介助者についてたずねたところ、20歳未満では「父親・母親」が76.5%を占めています。20～30歳代では「父親・母親」が51.9%、次いで「特にないない」(22.2%)、「施設の職員」(11.1%)となっています。40～50歳代になると、「父親・母親」(28.6%)、「配偶者(妻・夫)」(27.0%)が主な介助者となっていますが、若年層に比べて「父親・母親」の割合が減少し、「配偶者(妻・夫)」の割合が増加しています。さらに60歳以上になると「配偶者(妻・夫)」が37.9%と最も高くなり、次いで「子ども」(25.8%)となっています。

■ 介助者の状況 (年齢別)



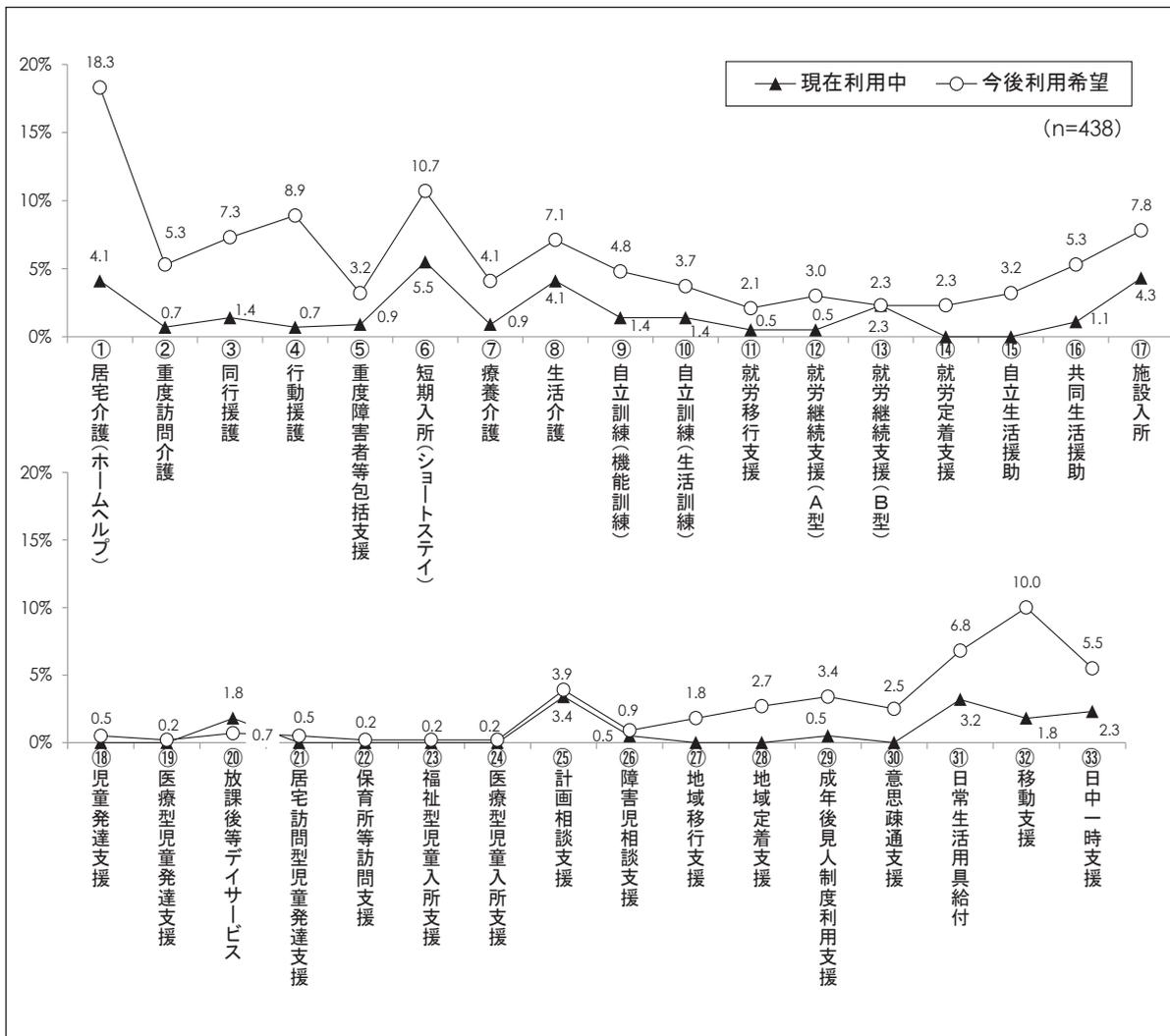
(5) 福祉サービスについて

① 障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

現在利用している障害福祉サービス等をたずねたところ、⑥短期入所（ショートステイ）(5.5%)、⑰施設入所（4.3%）、①居宅介護（ホームヘルプ）、⑧生活介護（同率4.1%）などの利用率が高くなっています。また、今後利用したいサービスについては、①居宅介護（ホームヘルプ）(18.3%)、⑥短期入所（ショートステイ）(10.7%)、⑳移動支援（10.0%）などの利用希望が高くなっています。

ほとんどの福祉サービスで、現在の利用者の割合より、今後利用希望者の割合が上回っています。中でも①居宅介護（ホームヘルプ）や⑳移動支援は大きく上回っており、利用希望者が多くなっています。

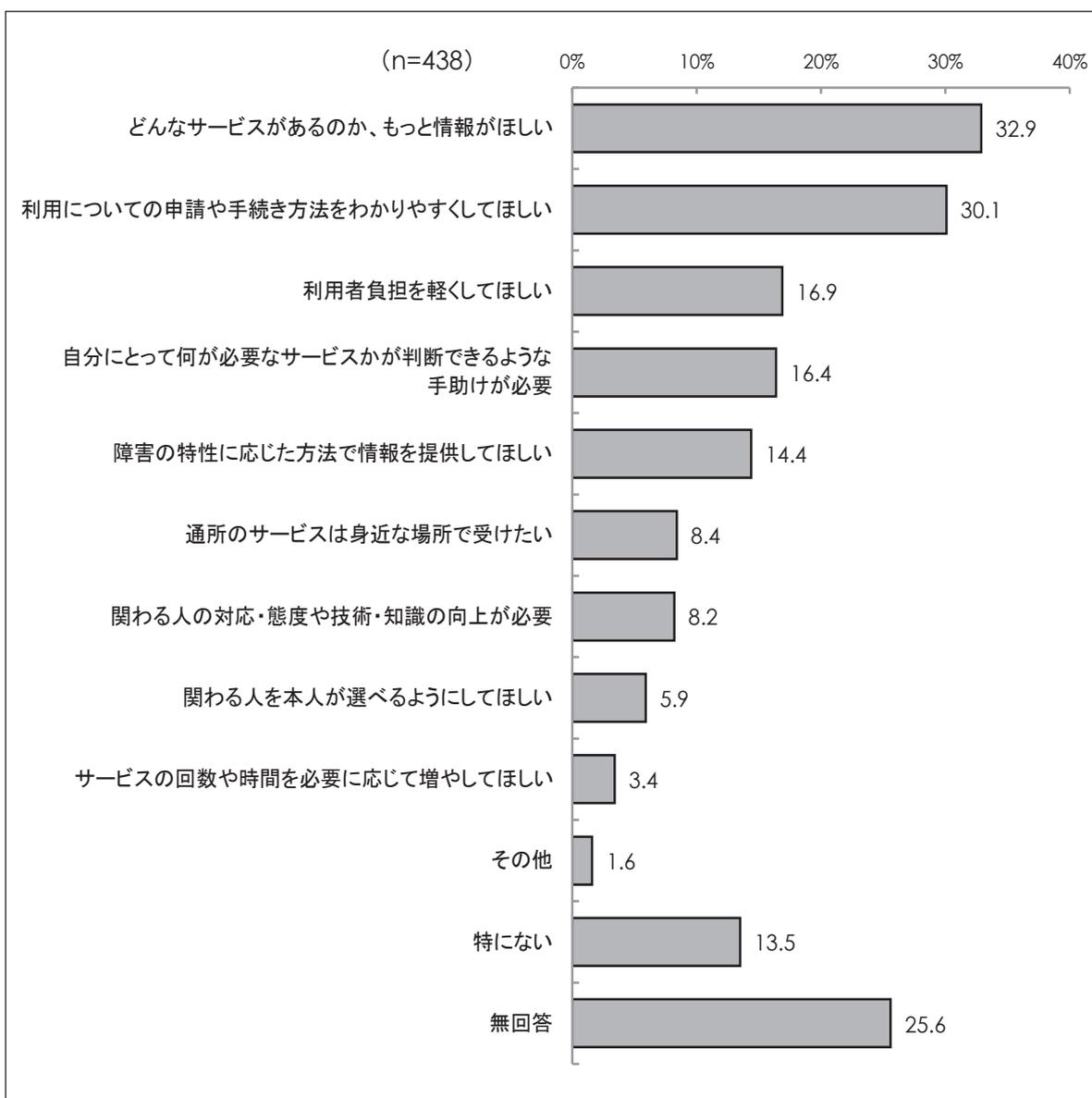
■障害福祉サービス等の利用状況と利用意向（全体）



② 障害福祉サービス等に対する要望

障害福祉サービス等に対する要望をたずねたところ、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が32.9%と最も多く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が30.1%となっており、この2項目が主な要望となっています。続いて、「利用者負担を軽くしてほしい」(16.9%)、「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けが必要」(16.4%)、「障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい」(14.4%) などとなっています。

■障害福祉サービス等に対する要望（全体）

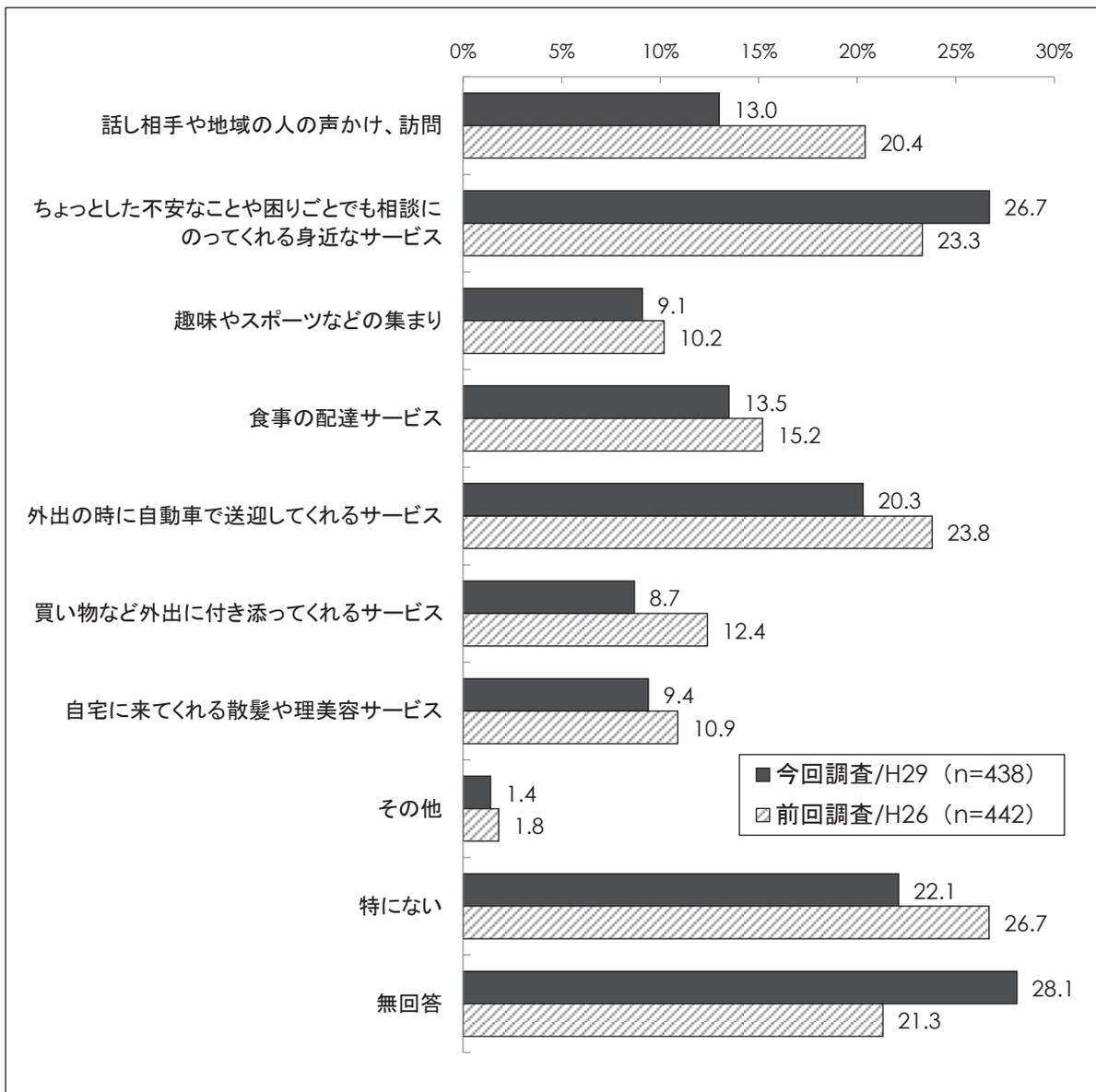


③ 障害福祉サービス等の他に必要な支援

障害福祉サービスの他に必要だと思う支援についてたずねたところ、「ちょっとした不安なことや困りごとでも相談にのってくれる身近なサービス」が26.7%と最も多く、次いで「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」(20.3%)、「食事の配達サービス」(13.5%)、「話し相手や地域の人の声かけ、訪問」(13.0%)などとなっています。

前回調査と比較すると、「ちょっとした不安なことや困りごとでも相談にのってくれる身近なサービス」が3.4ポイント増加しています。

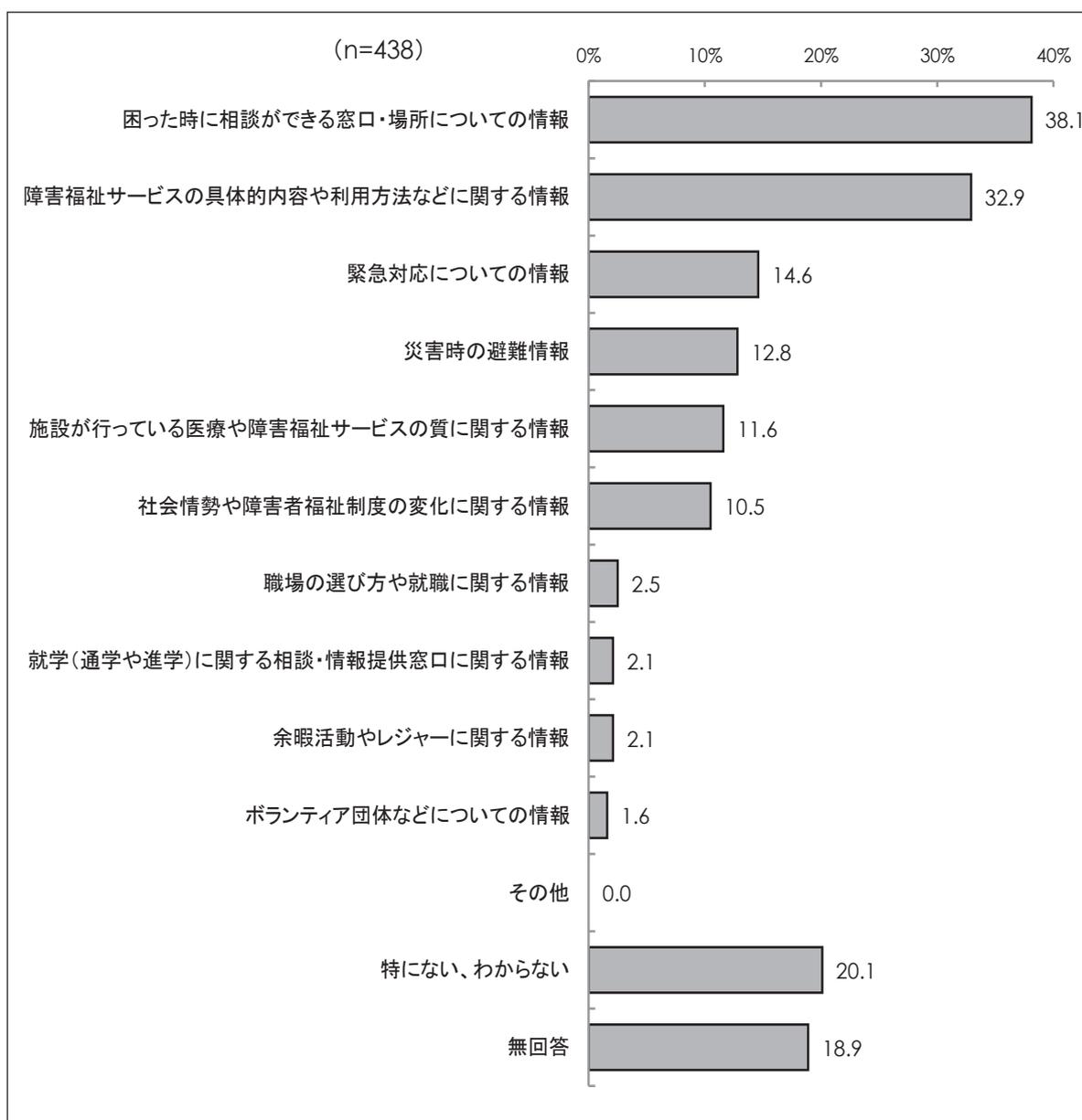
■障害福祉サービス等の他に必要な支援（全体、前回比較）



(6) 情報収集について

今後充実してほしい情報についてたずねたところ、「困った時に相談ができる窓口・場所についての情報」が38.1%と最も多く、次いで「障害福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」が32.9%となっており、相談窓口やサービスの利用方法などの情報を求める人が多くなっています。続いて「緊急対応についての情報」(14.6%)、「災害時の避難情報」(12.8%)、「施設が行っている医療や障害福祉サービスの質に関する情報」(11.6%) などとなっています。

■ 今後充実を希望する情報 (全体)

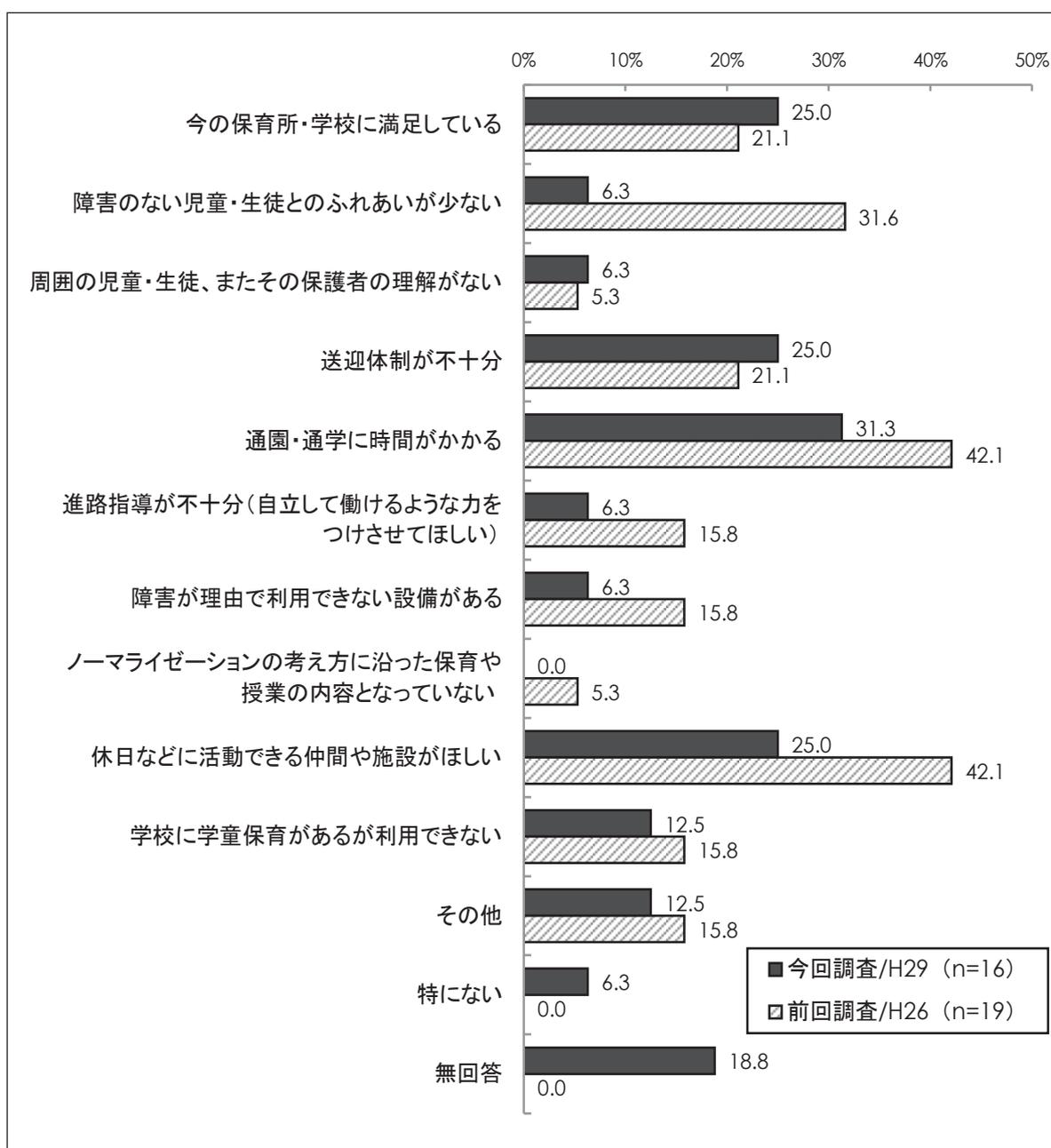


(7) 通園・通学について

通園・通学に関して感じることをたずねたところ、「通園・通学に時間がかかる」が31.3%と最も多くなっています。次いで「今の保育所・学校に満足している」、「送迎体制が不十分」、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」（同率25.0%）となっています。

前回調査と比較すると、「障害のない児童・生徒とのふれあいが少ない」が25.3ポイント、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」が17.1ポイント減少しています。

■通園・通学に関して感じること（全体、前回比較）

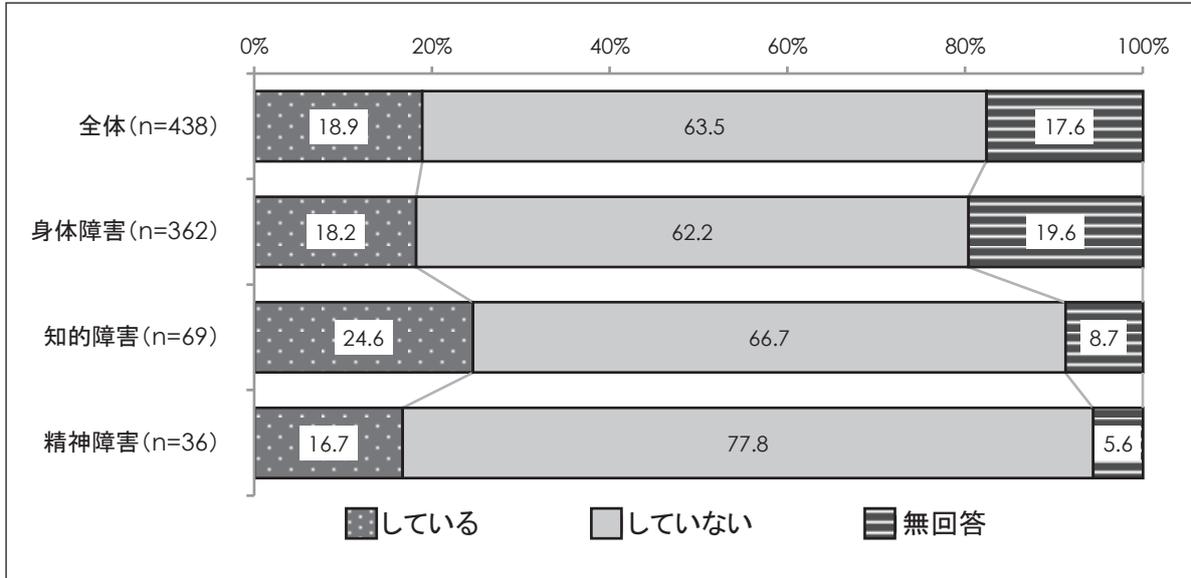


(8) 雇用・就労について

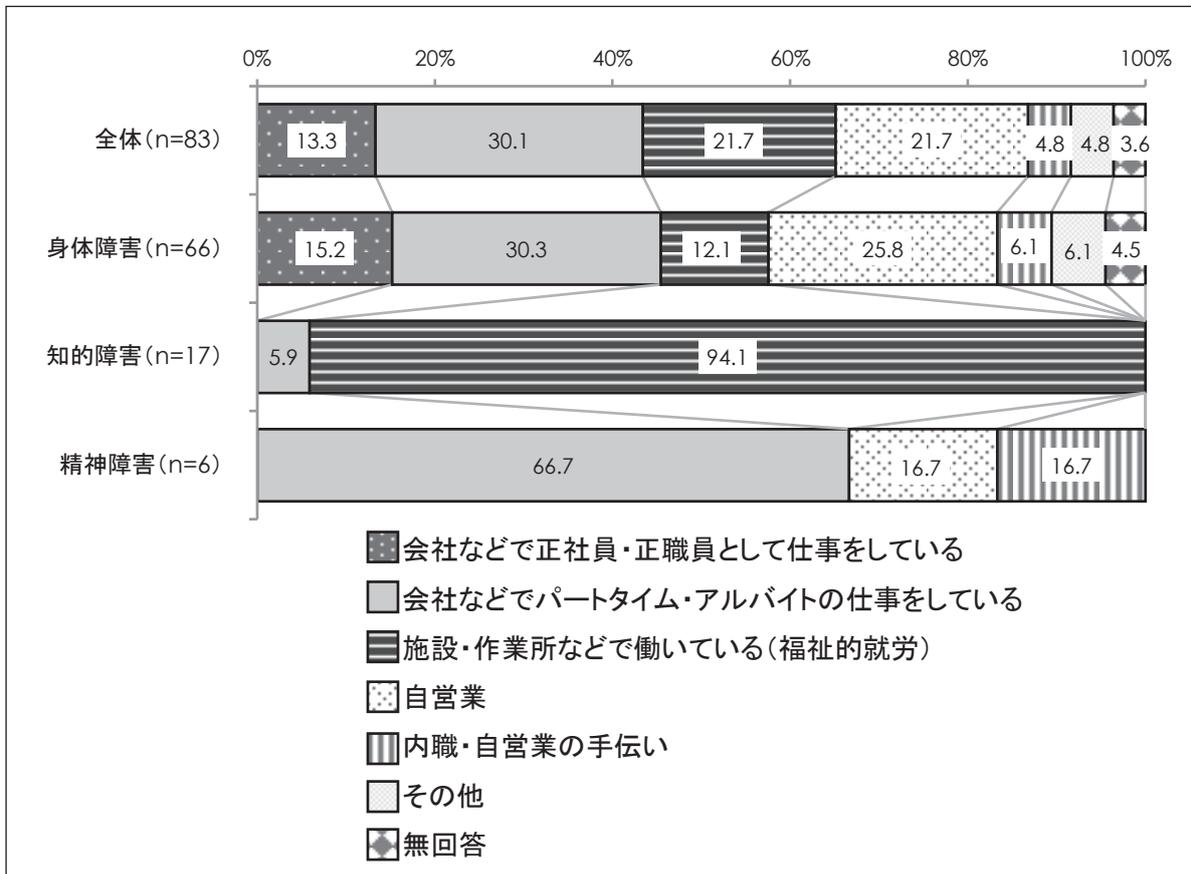
① 就労状況

現在の就労状況をたずねたところ、現在仕事を「している」の割合は18.9%となっています。

■現在の就労状況（全体、障害別）



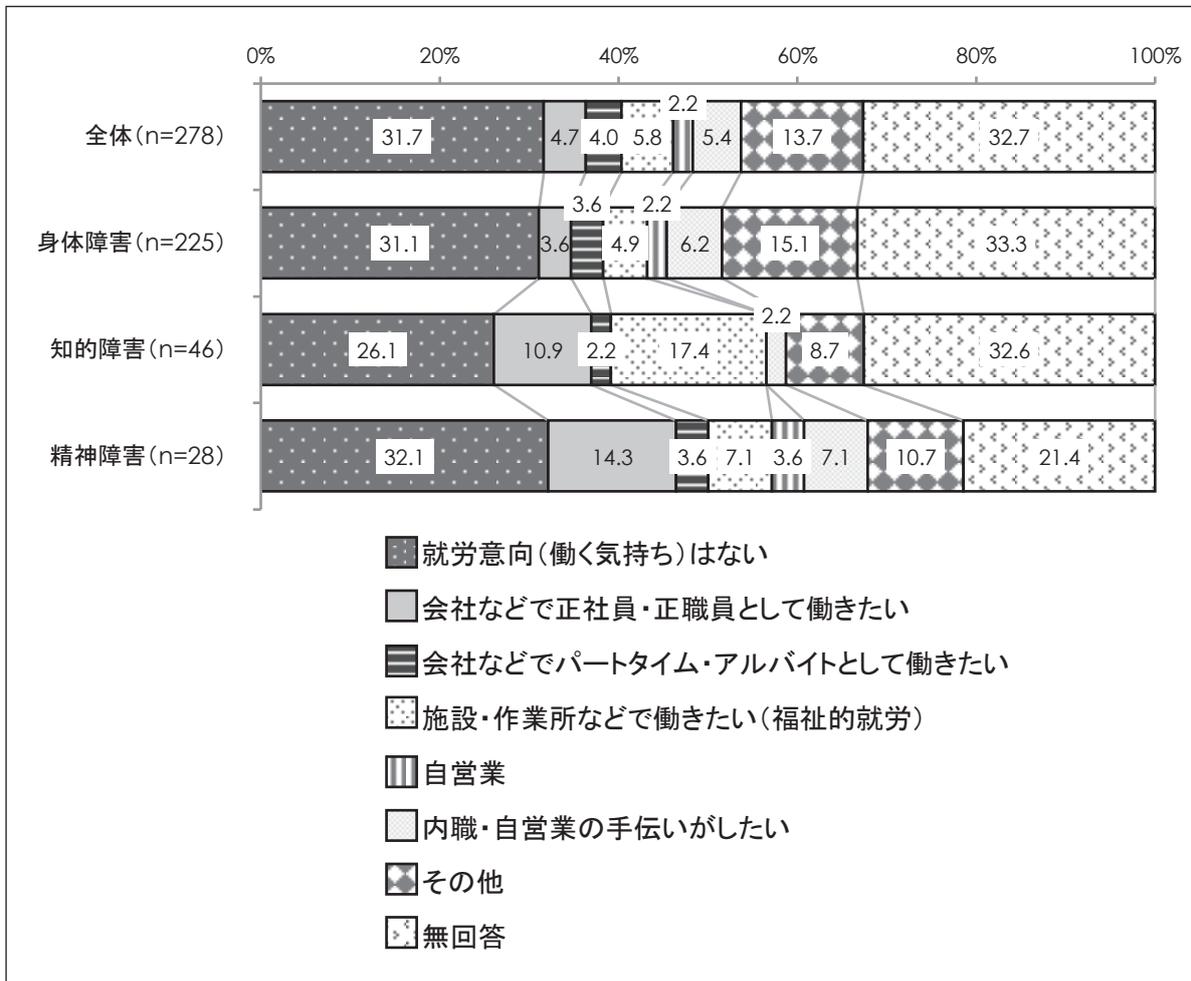
■現在の就労形態（全体、障害別）



② 今後の就労意向

現在就労していないと回答した方に、どのような仕事につきたいかについてたずねたところ、「就労意向（働く気持ち）はない」が31.7%と最も高くなっています。次いで「その他」（13.7%）、「施設・作業所などで働きたい（福祉的就労）」（5.8%）、「内職・自営業の手伝いがしたい」（5.4%）、「会社などで正社員・正職員として働きたい」（4.7%）、「会社などでパートタイム・アルバイトとして働きたい」（4.0%）などとなっています。

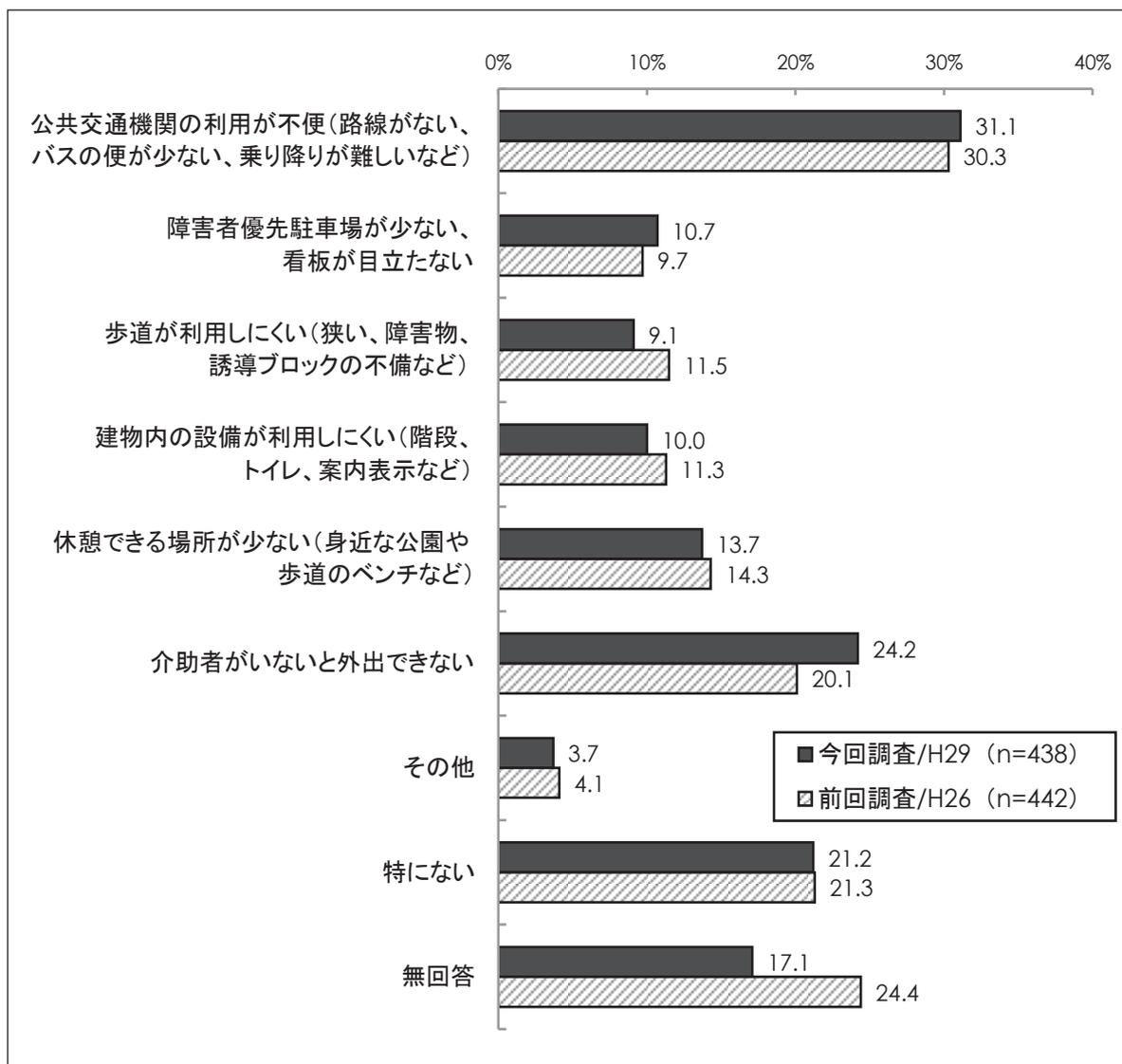
■今後の就労意向（全体、障害別）



(9) 外出について

外出の際に不便に感じることについてたずねたところ、「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗り降りが難しいなど）」が31.1%と最も多くなっています。次いで「介助者がいないと外出できない」（24.2%）、「休憩できる場所が少ない（身近な公園や歩道のベンチなど）」（13.7%）、「障害者優先駐車場が少ない、看板が目立たない」（10.7%）などとなっています。

■外出の際に不便に感じること（全体、前回比較）

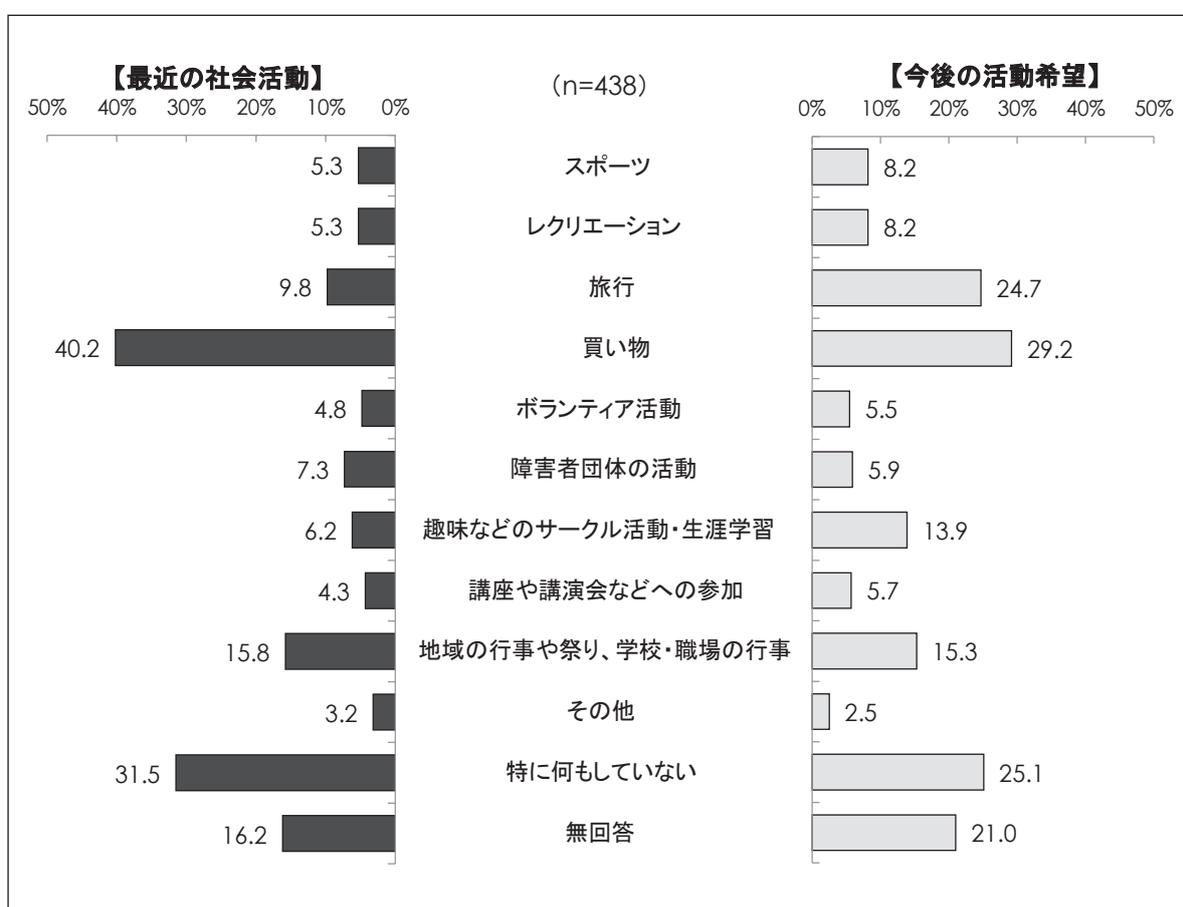


(10) 社会参加について

最近の社会活動の状況についてたずねたところ、「買い物」が40.2%と最も多くなっています。次いで「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」(15.8%)、「旅行」(9.8%)などとなっています。一方、「特に何もしていない」は31.5%となっており、全体では第2位の割合となっています。

今後の活動希望については、「買い物」が29.2%と最も多く、次いで「旅行」(24.7%)、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」(15.3%)、「趣味などのサークル活動・生涯学習」(13.9%)などとなっています。一方、「特に何もしていない」が25.1%となっており、全体では第2位の割合となっています。

■最近の社会活動の状況と今後の活動希望（全体）

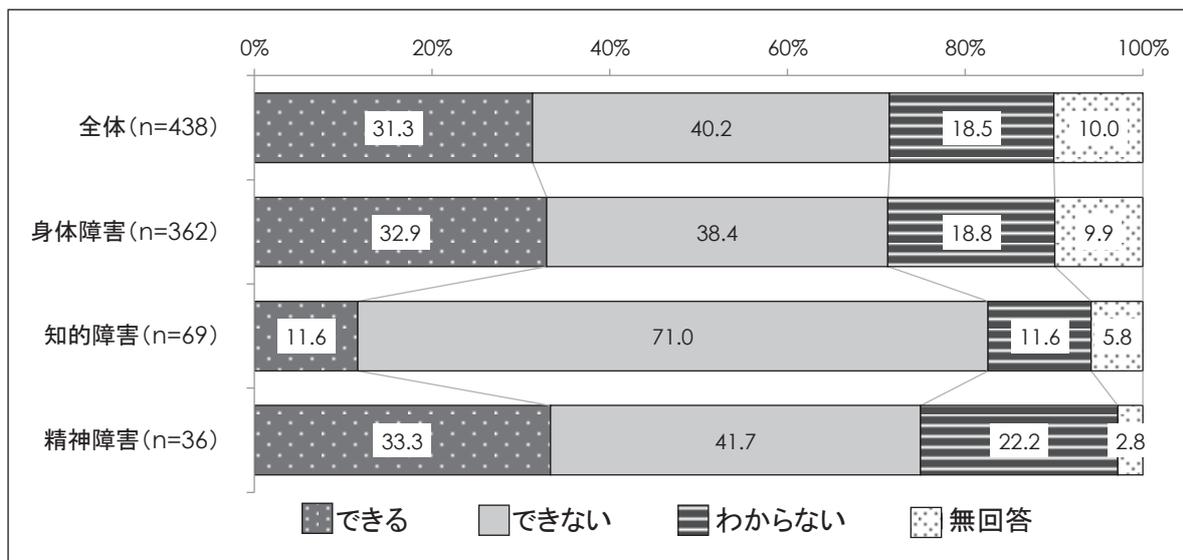


(11) 地域防災について

① 災害時の避難について

災害時に一人で避難ができるかどうかについてたずねたところ、身体障害、精神障害では「できる」が3割を超えています。知的障害では11.6%となっており、他の障害に比べて一人で避難できる人の割合が低くなっています。

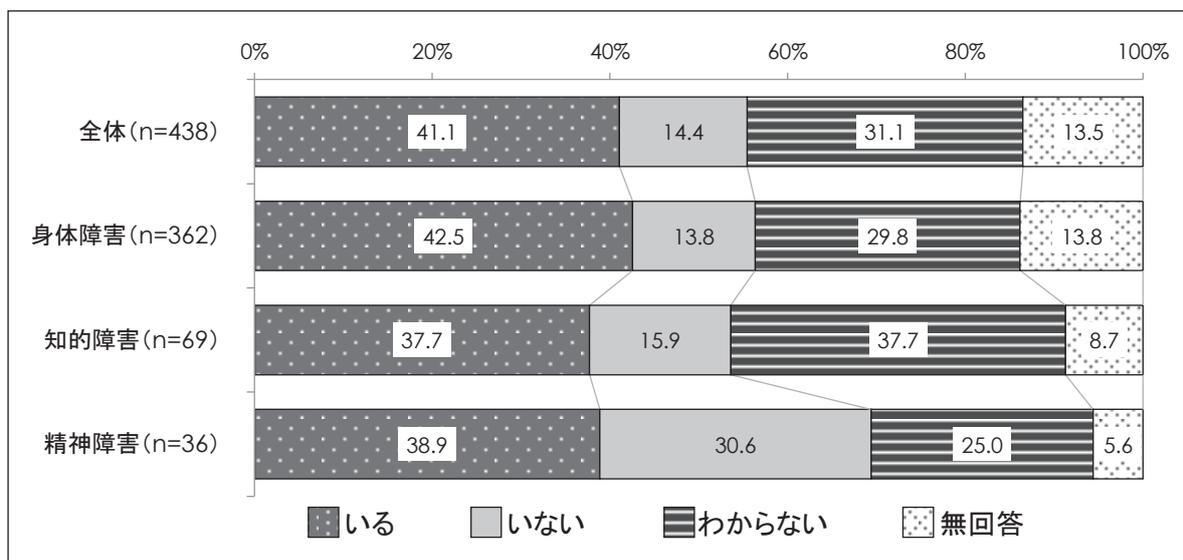
■災害時の一人での避難の可否について（全体、障害別）



② 避難を援助してくれる人の有無

災害時に、避難を援助してくれる人の有無については、「いる」は41.1%、「わからない」は31.1%、「いない」は14.4%となっています。

■避難を援助してくれる人の有無（全体、障害別）

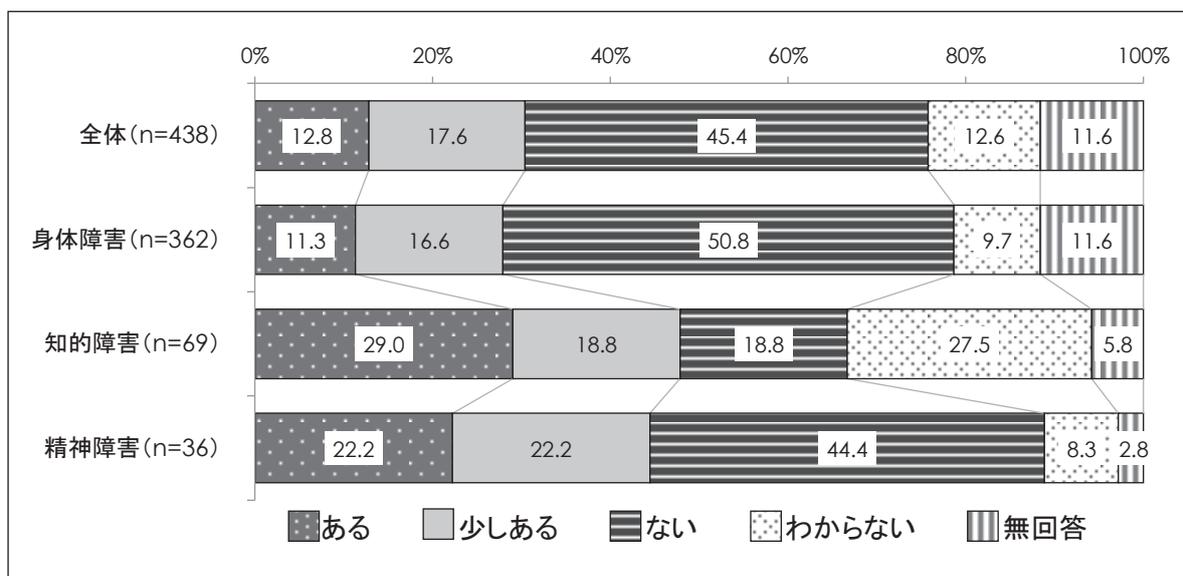


(12) 障害者差別について

障害等を理由に、差別や嫌な思いをした経験の有無についてたずねたところ、「ない」が45.4%と最も高くなっています。一方、「ある」(12.8%)、「少しある」(17.6%)を合計した『ある』の割合は30.4%となり、約3割の人が差別や嫌な思いをしたことがあると回答しています。

障害別にみると、『ある』の割合は、身体障害では27.9%、知的障害者では47.8%、精神障害では44.4%となっており、知的障害で最も高くなっています。

■差別や嫌な思いをした経験の有無（全体、障害別）



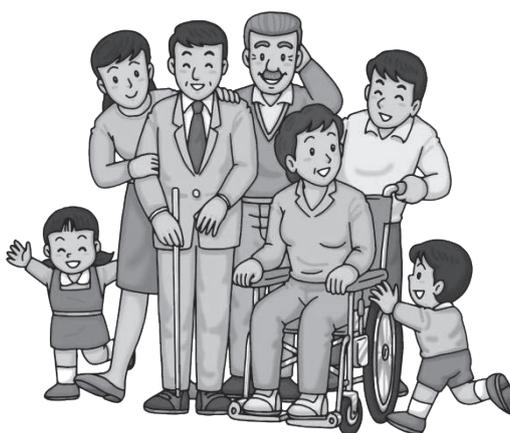
第3章 計画の基本構想

1 基本理念

障害者計画（第2期）では、「ノーマライゼーション²（誰もが普通（ノーマル）の生活・権利を保障されるべきという考え方）」と「リハビリテーション³（自立を促すことによって、人間らしく生きる権利を回復させること）」の考え方に基づき、障害の有無に関わらず、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」と、障害のある人が社会の対等な構成員として、人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かちあう「完全参加と平等」の社会の実現を目指したまちづくりを推進してきました。

障害者計画（第3期）においても、この方向性を継承しつつ、地域のあらゆる住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会⁴」の実現をめざす必要があります。障害のある人が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障害のある人もない人も共に暮らせるまちをめざして、下記の基本理念のもと、あらゆる分野にわたる障害者施策を展開するものとします。

地域で支え合いながら 誰もが自分らしく いきいきと暮らすまち



2 ノーマライゼーション…障害者の存在を特別のものと考えて社会的に隔離するのではなく、障害のある人もない人も地域とともに生活している状態こそが自然という考え方。

3 リハビリテーション…人権の視点に立って障害者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。

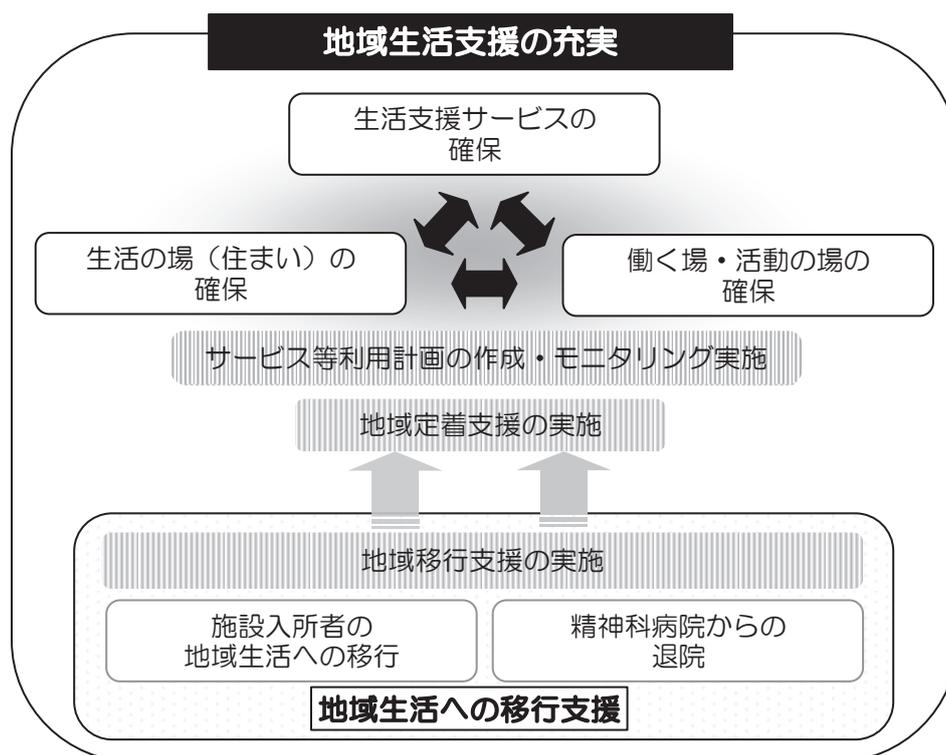
4 地域共生社会…制度・分野ごとに『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

2 基本目標

(1) 地域生活支援の充実

障害のある人が地域社会での共生を継続して営むために、可能な限り日常生活に必要なサービスを提供できる体制を確立し、安心して自分らしく地域の中で生活できる社会づくりを目指します。

施設入所者や入院中の方についても、地域生活へと移行するために必要な支援について充実を図ります。



(2) 相談支援・情報提供体制の充実

障害者の高齢化や障害の重度化、発達障害・高次脳機能障害などをはじめとする障害の多様化、そして親亡き後を見据え、障害者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができるよう、ケアマネジメント機能の充実や相談員の資質の向上を図ります。

また、福祉サービスなどの情報が必要な人に、適切に情報が届くよう、障害に配慮した総合的な情報提供を行います。

(3) 社会参加の促進

障害のある人が自分の能力を最大限に発揮し自己実現を図るとともに、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会活動・就労・スポーツ文化活動等を通じた社会参加の促進を図ります。

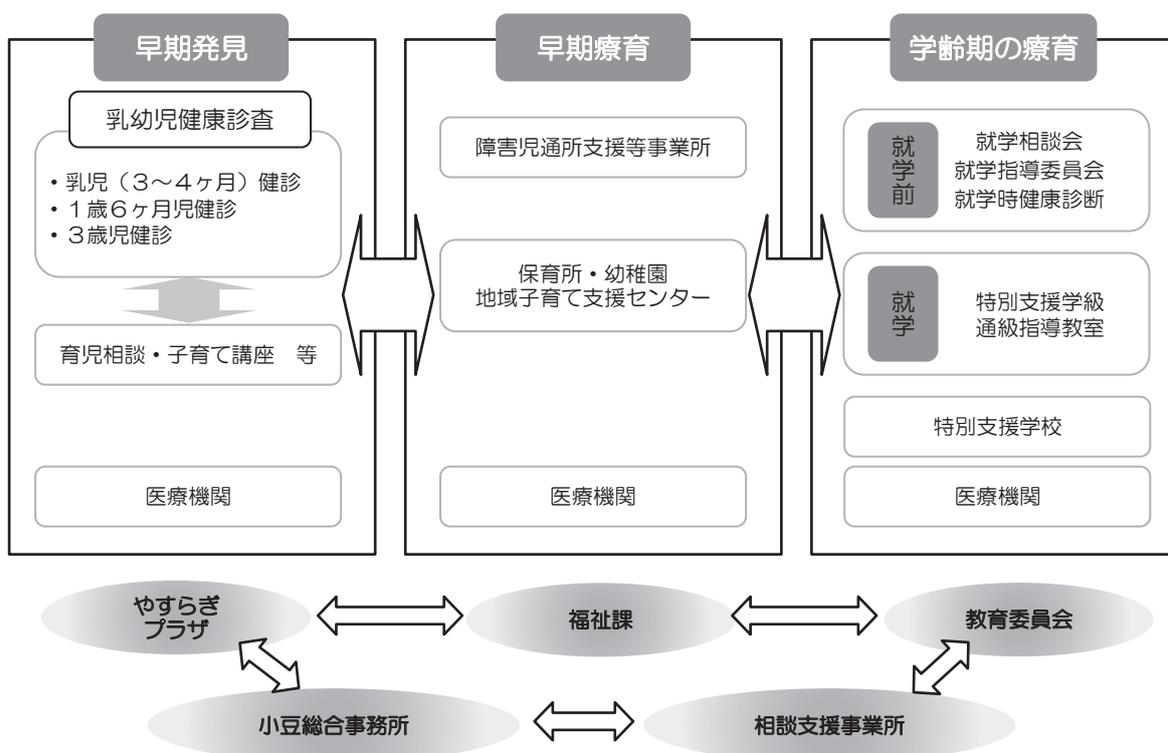
また、就労によって収入を得ることは、地域社会での共生を営む上で非常に重要な目標となっているため、福祉的就労も含め障害のある人の就労支援の充実を図ります。

(4) 障害児への支援

児童福祉法の一部改正により、今期計画から、市町村において障害児通所支援や障害児相談支援の量の見込みや提供体制の確保に係る目標などを示した「障害児福祉計画」を障害福祉計画と一体的に策定することとなっています。

障害児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるように、障害児通所支援等の充実を図るとともに、障害の早期発見・早期療育を行い、障害の程度や症状をできる限り軽減するため、療育支援体制の整備を図ります。

また、障害児の社会的自立とその可能性を広げるため、障害の状態などに応じた成長・発達を支援する適切な療育、保育、教育の充実に努めるとともに、家庭・保育所・幼稚園・小中高等学校と連携した支援体制の整備を促進します。



(5) 保健・医療の充実

健康の保持・増進のため、各ライフステージに応じた健康教育や健康相談、健康診査を実施し、心と身体健康づくりを促進するとともに、障害のある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。また、制度について周知・啓発に努めます。

また、保健福祉施策の中で取り組んでいる精神障害者や難病患者については、適切なサービスを総合的に提供するため、医療機関や小豆総合事務所等との連携を図ります。

(6) 人にやさしく安心・安全なまちづくり

障害のある人が、地域の中で自分らしく暮らしていくために、社会環境・生活環境について、バリアフリー⁵化を推進するとともに、ユニバーサルデザイン⁶の観点にも配慮しながら総合的な福祉のまちづくりに努めます。

また、障害のある人に対する犯罪、事故の発生を防ぐとともに、災害や火災等の発生に対する避難誘導、救出、救護などの防犯・防災対策や緊急時対策を整備します。

(7) 障害に対する理解や配慮の促進

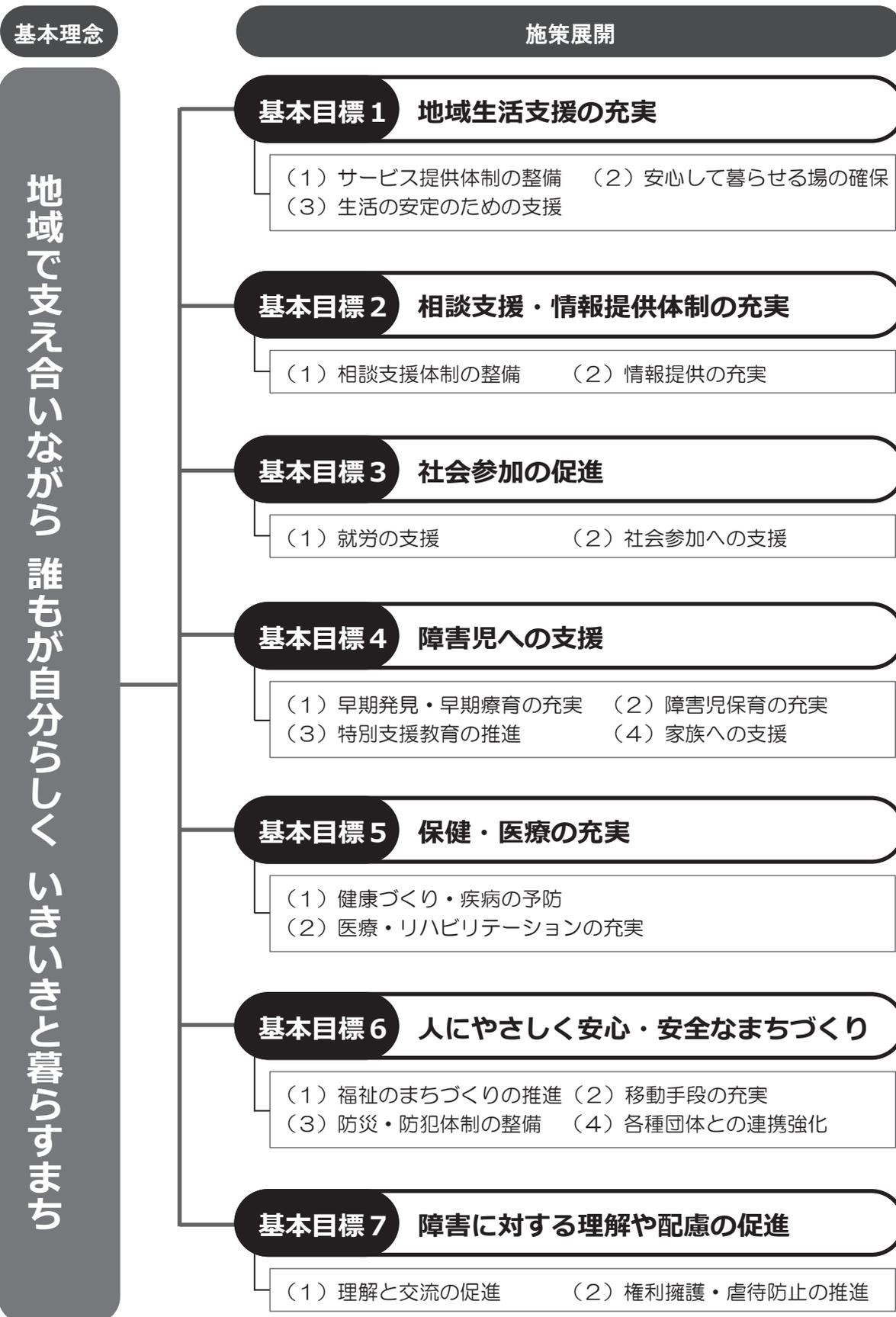
障害のある人が自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域生活を送るためには、教育や就労、日中活動、文化、スポーツ等、多様な社会活動の場が必要です。

障害に対する理解や配慮が促進されるよう、障害のある人の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害に対する理解や啓発に努めます。

5 バリアフリー…障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去しようとすること。

6 ユニバーサルデザイン…障害者に限定することなく、できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること。

3 施策体系



第4章 施策の展開～障害者計画（第3期）～

基本目標 1 地域生活支援の充実

（1）サービス提供体制の整備

① 訪問系サービスの充実

今後、施設入所や入院から地域生活への移行が進むにつれて、訪問系サービスを必要とする方が増加すると見込まれます。障害のある人が地域で安心して暮らすために必要となる訪問系サービスについては、障害種別に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材確保や、サービス提供体制の充実を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

日中活動のための場や、家から外に出る機会を増やすため、地域の既存の社会資源を活用するとともに、町内外の事業所と連携しながらサービスの充実を図ります。加えて、身近な地域における短期入所など、当事者ニーズへの対応の充実を図ります。

また、介護者の負担軽減のために、ショートステイの室の増設を図るとともに、圏域内で介護者の入院や冠婚葬祭等に伴う障害者の緊急時の受入れ対応に向けて、短期入所事業所と体制の整備を進めます。

③ 在宅福祉サービスの充実

障害のある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業などを実施し、障害のある人や介助者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。

また、障害のある人のニーズを踏まえて、地域の実情に合ったサービス基盤の確保に努めていきます。

④ 地域移行・定着の支援

入院・入所中の障害者が、自らが希望する生活を実現するため、医療機関、事業所等と連携して、入院・入所施設から地域生活への移行を促進し、地域生活への定着を図ります。

⑤ 声かけサービスの充実

地域で生活する一人暮らしの障害者に対して、民生委員、相談支援専門員、保健師等が訪問や声かけを行い、不安の解消と生活相談のサポートを行います。

⑥ 障害者の高齢化に伴うサービス提供体制の整備

障害者の高齢化に伴い、各々が自分らしく生活できるよう介護保険部門等と連携を図りながら介護保険サービスへの円滑な移行を推進します。また、介護保険サービスだけでは補えない方については、障害福祉サービスの上乗せ支給で対応していきます。

さらに、国の「地域共生社会」の実現の取組みの中で、障害者が65歳以上となった時に、それまで利用してきた障害福祉サービス事業所を引き続き介護保険サービス事業所として利用しやすいよう、新たに「共生型サービス⁷」が位置づけられます。国の検討状況や事業者の参入意向を注視しながら、介護部門等関係機関と連携を図り検討を進めます。

⑦ 福祉・保健・医療に携わる人材確保・育成

小豆圏域の各事業所の現状においては、他業界に比較して有効求人倍率や離職率が高いなど、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しく、質の高いサービスを安定的に提供することが難しい状況にある。利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上、人材の養成・確保に努めます。

(2) 安心して暮らせる場の確保

① 居住系サービスの充実

施設入所者等の地域生活への移行を目指し、地域の理解を深めながら、引き続きグループホームの整備促進を検討します。

また、将来的には、圏域で重度障害のある人も島内で過ごせるよう、多機能型の障害者支援施設の設置を目指します。

② 住まいの確保

在宅の重度身体障害者に適するように住宅設備を改造する場合の費用の一部を助成する重度身体障害者住宅改造助成事業を引き続き実施します。

また、今後建築する公営住宅については、車いすでの出入りや廊下に十分な広さをとる、ベランダとの段差をなくすなど、障害者・高齢者に配慮し、安全性と快適性の向上を図ります。

7 共生型サービス…法改正により、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できるサービス。

(3) 生活の場の安定のための支援

① 各種助成制度の実施と周知

障害のある人に対する、補装具費や日常生活用具の給付、運転免許取得や自動車改造費用の助成、心身障害者扶養共済掛金の助成を実施します。税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度、NHK受信料の免除制度や有料道路通行料金割引制度の周知を図ります。

② 各種福祉手当の支給

在宅で生活をする重度の障害のある人に対して、特別障害者手当や障害児福祉手当を支給します。また、一定の障害がある子どもの保護者に対して、児童障害福祉年金を支給します。受給資格者に不利益が生じないよう、広報紙などにおいて手続きに関して適切な情報提供を行います。

基本目標 ② 相談支援・情報提供体制の充実

(1) 相談支援体制の整備

① 相談窓口の充実

福祉課、社会福祉協議会、相談支援事業所など関係機関が連携し、障害の特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実に努めます。

また、相談窓口を周知するため、ホームページ、広報紙等で、サービス内容や事業所、相談機関のPRを行います。

② 相談員の資質の向上

障害者の相談支援体制を構築し、住民に身近な地域での官民一体となった関係機関のネットワークづくりを推進するため、小豆圏域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）を設置しています。

定期的に自立支援協議会を行うことで、相談支援専門員の連携強化や資質の向上に取り組めます。また、相談窓口に寄せられる相談は多様化し、専門的知識を必要とする内容が増加していることから、県主催の研修をはじめ、様々な機関が開催する研修会に積極的な参加を促し、より一層の資質の向上に努めます。

③ 相談支援事業の推進

障害福祉サービスの利用の有無や年齢に関わらず、地域で生活する障害のある人とその家族を支援し、自立と社会参加を促進するため、相談支援事業所を引き続き設置し、相談支援活動の推進を図ります。

また、相談支援事業所、地域と連携し、地域で不足している社会資源や有効活用できていない社会資源の掘り起こしに努めます。

さらに、発達障害も含めたあらゆる障害に的確に対応し、適切な支援につなげられるよう、相談支援事業所の強化を図るとともに、そのあり方については、増設や統合により基幹的機能をもつ望ましい形を検討します。

④ ピア・カウンセリングの実施

障害のある人が同じ障害のある人々の相談に応じるピア・カウンセリングを地域活動支援センターで実施します。

(2) 情報提供の充実

① 広報紙・ホームページ等を活用した情報提供

広報紙、ホームページ等を活用し、障害のある人が利用しやすいよう情報発信を行います。また、サービス内容を記載したガイドブックを作成・配布し、地域生活が向上するような情報提供の充実を図ります。日常的な情報提供については、情報アクセシビリティ⁸の向上を図るとともに、情報活用能力や個人情報の保護に十分に配慮しながら、わかりやすい情報整理や提供方法に努めます。

さらに、手帳交付時には窓口において、障害のある人やその家族に対して制度の説明を行います。

② 利用者の立場に立った情報提供

個々の障害にあった福祉サービスや障害者団体・関係機関の情報を障害のある人一人ひとりにわかりやすい情報提供を行うため、個別対応ではあるものの、視覚障害者に対して書類を郵送する際にSPコードの作成や、点字での支援を行います。

また、医療機関・団体とともに、障害のある人が必要な情報を入手できる方法を検討し、新たな情報提供普及方法の導入に努めます。

8 情報アクセシビリティ…パソコンやWebページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障害者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

基本目標 ③ 社会参加の促進

(1) 就労の支援

① ハローワークなどの関係機関との連携促進

障害のある人が自分に合った仕事に就き、継続していくことができるよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センターオリーブなど、就職あっせんや職場体験、日常生活等を支援する施設との連携を強化します。

また、就労移行支援事業の利用者が円滑に一般就労へ移行することができるよう、利用者の希望に沿った切れ目のない支援に努めます。

② 自立支援協議会での協議促進

自立支援協議会の就労支援部会において、関係機関との情報交換や就労に関する調整を行っていきます。また、一般就労、福祉的就労のさまざまな課題について協議を行い、解決に努めます。

③ 障害のある人の雇用推進

町役場においては、継続した法定雇用率の達成と就労環境の整備に努めます。

また、学校を卒業する障害のある人が就労先を幅広く選択できるように、民間企業に職業訓練の実施、雇用・就労環境の改善を働きかけます。さらに、精神障害者が事業所に通い、実際の業務を行うことにより、社会的自立の促進と社会復帰の実現を図る社会訓練適応事業の充実に努めます。

④ ジョブコーチ派遣制度の普及

職場において障害のある人々の就労を支援するジョブコーチを企業が活用できるように、ジョブコーチ派遣制度の普及に努めます。

⑤ 福祉的就労の充実

福祉的就労は、一般就労へ移行するための訓練の場として重要であるとともに、多様な働き方を実現し、障害者の日中活動の場を担う点でも重要なものです。

一人ひとりが継続した利用と生活の自立を目指していけるよう、計画相談支援事業所等と連携し、きめ細かい個別の支援を行いながら、就労機会や訓練機会の提供に努めます。

また、農業を含めたさまざまな就労機会の拡大を図るなど、個々の能力を発揮できる選択分野を増やすことで、特別支援学校卒業後の島内就労につなげることを目指します。

⑥ 障害者就労施設等からの受注の拡大

平成 25 年 4 月施行の「障害者優先調達推進法⁹」によって、国・地方公共団体等は優先的に障害者就労施設等からの物品等を調達することが求められ、町等に対しても発注の機会の拡大を図ることが求められています。町でも障害者の就労支援や工賃向上を目指して、障害者就労施設への優先的な調達に努めます。また、障害者就労施設等の提供可能な物品や役務を把握し、庁内で必要な物品等とのマッチングに努めます。

(2) 社会参加への支援

① スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の推進

より多くの障害者がスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動を楽しめるよう、活動の選択肢の充実を図るとともに、活動を支援する人材を育成し、障害特性に応じた支援の充実を図ります。

また、障害のある人のニーズに応じて、総合型地域スポーツクラブ「小豆島スポーティーズ」¹⁰と連携した教室の開催を検討します。

② 選挙への参加促進

障害者の投票を促進するため、投票所の段差の解消や点字投票しやすい環境づくりに配慮します。人的介助が必要な人に対しては、迅速に対応できる体制の整備を進めるとともに、積極的かつ丁寧な対応ができるよう選挙事務従事者に指導し、投票しやすい環境づくりを推進します。

9 障害者優先調達推進法…国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することで障害者就労施設において就業する障害者の経済面の自立と社会参加の促進に資するために制定された法律です。

10 総合型地域スポーツクラブ「小豆島スポーティーズ」…地域の施設や資源を活用し、より多くの世代・より多くのスポーツ・より多様な技術レベルで、スポーツと地域を繋ぐシステムを総合型地域スポーツクラブといいます。いつでも、どこでも、だれでも、気軽にスポーツや運動が楽しめるように、それぞれの地域の実情に応じたクラブ活動が活発に行われています。

基本目標 4 障害児への支援

(1) 早期発見・早期療育の充実

① 早期からの関わりの充実

疾病や障害の早期発見・早期療育のため、関係機関の連携を強化するとともに、今後も乳児から5歳児までの健康診査の実施や母子保健相談の充実に努めます。

② 療育体制の充実

障害の発見から療育へ円滑に移行できるよう、関係各課と連携体制の整備を行い、早期相談や検査、治療などを実施できるよう専門的な援助体制の充実に努めます。

また、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）など特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、専門的な対応が可能となるよう各種相談支援機関の機能充実を図ります。

③ 医療的ケア児への支援

近年の医療技術の進歩により、これまでであれば命を落としていた重度の疾患・障害のある子どもを救えるようになったことなどを背景として、経管栄養や吸引など何らかの医療的な配慮が必要な「医療的ケア児」が増加しています。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、小豆島中央病院と連携し、自立支援協議会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

(2) 障害児保育の充実

① 障害児保育・幼児教育環境の整備

保育所（園）・幼稚園への入所・入園を希望する場合は、合理的配慮を行い、受入れに努めるとともに、施設面、人員面など障害特性に応じた望ましい保育環境の整備に努めます。

② 従事者研修の充実

保育士・幼稚園教諭の専門性の向上を図るため、保育所（園）・幼稚園における障害児保育・教育の実践に必要な知識及び技術等の研修の充実に努めます。

(3) 特別支援教育の推進

① 学校教育環境の充実

特別支援教育は、障害児一人ひとりを理解し、きめ細かな支援・指導を行うものであり、これからの教育において重要な方向性の一つです。また、今後は子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った支援を受けながら、地域の通常学級で学べることをめざす教育理念と実践プロセスであるインクルーシブ教育¹¹の推進が求められています。

今後も継続して小豆地域特別支援連携協議会を開催していくとともに、幼稚園・小中学校・高等学校での特別支援教育推進のための特別支援教育コーディネーターの指名、巡回相談の実施、専門家チームの設置、個別の教育支援計画の策定等の実施や特別支援学校の整備に努めます。

② 従事者研修の充実

小・中学校の教職員が特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、多様な障害の特性に関する理解を深めるための教職員研修の充実に努めます。

③ 就学指導体制の充実

就学前児童一人ひとりに適切な相談と子どもに見合った就学指導をするために、就学前健診や就学指導委員会による調査、教育相談の実施等の支援を行います。

④ 進路指導の充実

障害児が幅広く進路を選択できるよう、進路指導者を中心とした関係機関との連携や現状把握等に努めます。

⑤ 切れ目のない支援の充実

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒を含め、障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、小豆地域特別支援連携協議会において協議を行うとともに、サポートファイル「かけはし」を活用し、関係機関の連携による一貫した支援に努めます。

11 インクルーシブ教育…障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育。

(4) 家族への支援

① 保護者の研修会・交流会の支援

障害者の保護者を対象に障害に関する知識や障害者福祉制度等の理解を深めてもらう研修会、交流会等への支援を行います。

② 放課後・長期休暇支援の充実

学童保育への入所要件を満たす家庭の児童に対して、放課後、夏休み・春休みの長期休暇の受入れに努めます。

基本目標 5 保健・医療の充実

(1) 健康づくり・疾病の予防

① 健康づくりの推進

土庄町健康増進計画に基づき、住民一人ひとりが自分の健康についての関心を持ち、自らの健康の保持増進を図るために、生活の質の向上や健康寿命の延伸を目指して、住民の主体的な健康づくり活動の実践を支援します。

② 母子保健事業等の充実

障害の早期発見・早期療育・早期対応のため、妊娠期からの支援や指導、乳幼児健診の実施や受診率の向上、その他の事業の充実を図ります。

③ 健康診査・がん検診等事業の充実

疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病等の疾病を要因とする障害を予防し、健康の保持・増進を目的に、健康診査・がん検診等を実施します。

また、保健師等の訪問指導、各地区での健康相談、栄養教室等を実施し、日常的な健康管理の支援を行います。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

① 医療・リハビリテーションの体制整備

医療機関等との連携を強化することで対象者に関する情報を共有の上、共通した認識を持ち、一貫した医療支援体制の整備を図ります。

また、地域のリハビリテーション機能の充実を図るため、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）等の確保に努めます。

さらに、小豆島中央病院を核とし、医療的ケアが必要な障害者に対応できるよう医療型のショートステイが利用できる体制を目指します。

② 難病患者対策の推進

難病患者に対し、健康増進課、小豆総合事務所、相談支援事業所等と連携して相談支援体制を充実します。

また、難病患者も障害福祉サービスの対象となるため、広報紙等を通じて、サービスが必要な人が適切なサービスが受けられるように周知を行います。

③ 公的医療助成制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を実施します。

また、重度心身障害者（児）の医療費の一部を助成します。

基本目標 6 人にやさしく安心・安全なまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

① 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、認定建築物に対する税制上の優遇措置制度の普及に努めるとともに、公共施設の新設にあたってはバリアフリー新法に加え「香川県福祉のまちづくり条例」に基づいたユニバーサルデザイン化を促進します。

また、道路・公共施設等の整備にあたっては、段差解消、エレベーター・エスカレーターの設置、障害者用トイレの整備、障害者用駐車スペースの確保等に努めます。

② 民間施設のバリアフリー推進

民間施設の整備にあたっては「香川県福祉のまちづくり条例」やバリアフリー新法に基づいて建築主等にバリアフリーに配慮した施設整備を行うように働きかけを行います。

③ コミュニケーション支援の充実

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

また、聴覚障害者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

(2) 移動支援の充実

① 移動を支援する事業の推進

障害福祉サービスとして、行動援護、同行援護のサービス提供体制を確保するとともに、地域生活支援事業の移動支援事業の充実を図ることで、障害のある人が社会参加しやすい環境整備に努めます。

② 通院困難者支援事業

島内の医療機関へ通院する際にバスを利用することが困難な高齢者等並びに重度の障害者及び障害児に対し、当該通院の際の交通手段としてタクシーを利用することに要する費用の一部を助成し、経済的負担や移動の負担の軽減を図ります。

③ 補助犬の普及促進

「身体障害者補助犬法」の目的である“身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与すること”に則し、体制を整備していきます。

④ 自動車改造助成事業

就労・社会参加等に伴い、身体障害者（上肢、下肢、体幹機能の障害が1級・2級）本人所有の自動車が改造しなくてはならなくなったときに10万円を限度として改造費の助成を行います。

⑤ 減免・割引制度等の普及促進

障害のある人の移動を支援し、社会参加を促進するために、自動車税の減免制度や、鉄道・バス・航空・船舶運賃割引制度の普及促進に努めます。

（3）防災・防犯体制の整備

① 災害時要配慮者・要支援者への支援の推進

避難行動要支援者名簿¹²を更新し、関係機関等と情報共有を図ります。

また、関係機関と連携した避難支援個別計画¹³の作成を通して、要支援者本人や家族と支援者が避難場所や方法の情報を共有するよう取り組みます。

② 避難行動要支援者の災害時緊急入所措置

災害時に避難行動要支援者が緊急入所できるよう障害者施設等と連携調整を行うとともに、障害者施設等に福祉避難所の機能も有するよう検討を進めます。

③ ボランティアの受け入れ・派遣体制の確立

災害時に障害のある人をサポートするためのヘルパーや手話通訳者等に対する確かな指示が出せるよう、ボランティアの受け入れ・派遣体制の確立に努めます。

12 避難行動要支援者名簿…災害が発生し、またはそのおそれがある場合に高齢や障害、病気などの理由により、ご自分の力で避難する事が難しく、また、安全に避難するためには支援が特に必要と思われる方の名簿。

13 避難支援個別計画…要支援者の避難を迅速に実施するため、避難手順や支援する人の氏名などについて事前に決めておく個別の計画。

④ 自主防災組織の充実

災害時に自主防災組織が適切な対応を取れるよう、日頃から地域の障害のある人との交流を働きかけます。

⑤ 防災対策の意識の向上

平時からの防災知識の普及啓発を図るため、障害特性に応じた情報提供に努めるとともに、障害のある人も参加しやすい防災・避難訓練の実施に努めます。

⑥ 防犯体制の充実

広報紙等を活用して、障害者等を狙った犯罪被害防止の啓発を行います。

また、企画課消費生活相談窓口、小豆県民センターにおいて、架空請求や悪質な訪問販売・電話勧誘など、さまざまな消費者問題について、相談を受け付け、解決のための助言やあっせんを行います。

(4) 各種団体との連携強化

① ボランティアの養成

障害のある人の社会参加を支援するとともに、誰でも気軽にさまざまな地域活動や地域福祉活動等に参加できるよう、社会福祉協議会など関係機関と連携し、ボランティアに関する情報提供や相談窓口を充実します。

【障害のある人等を支援するボランティア団体等】

団体	活動内容
土庄町民生委員児童委員協議会	高齢者等、社会的弱者に対する相談等
ひまわり会 (女性民生委員児童委員)	老人ホーム訪問 高齢者の話相手 知的障害者施設訪問
土庄町人権擁護委員会	人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動 保・幼・小・中・福祉施設へ啓発活動
たんぼぼ朗読会	視覚障害者に土庄町広報、THE かがわ、福祉だより、議会だよりの朗読 たんぼぼ便り録音、単行本の朗読 障害者との交流 社協主催のバザー等行事に参加、協力、朗読技術習得のための学習

団体	活動内容
ふれあいてんてん	ジュースの自動販売機点字表示 ホームページの作成 JBOS（全国視覚障害者外出支援連絡会） 県外からの視覚障害者の移動のお手伝い
手話サークル「ベルクラブ」	手話の勉強（毎週第2・第4日曜日） 手話コーラス練習ハンドベルの練習
小豆島手話サークル 「おりーぶ」	手話技術向上のための学習（毎月第1・第3土曜日） 聴覚障害者との交流及び手話に関する行事等への参加 災害時聴覚障害者意思疎通支援ボランティア
小豆島マインド	精神障害者の自助グループ『みもぎの会』活動支援 みもぎの会員の電話相談と家庭訪問 月例会、月例料理教室支援、季節行事開催（ミモザ観賞・花見・もみじ狩り・忘年会など）
ふれあいオリーブ	島内の視覚障害者などに対し、定例会（毎月第2土曜日）及び島内での会合に出席する際、自宅から会合場所までの送迎

② 当事者団体の活動支援

障害のある人の活動母体である当事者団体の活動を支援し、さまざまな社会参加への促進が図れるよう支援します。

【当事者団体】

団体	内容
土庄町身体障害者福祉会	身体障害者の福祉、援護措置等に関する相談、指導
小豆郡手をつなぐ育成会	知的障害者、家族に対する相談、ひまわりの家の運営に対する支援、運動会と交流会、会報発行

基本目標 7 障害に対する理解や配慮の促進

(1) 理解と交流の促進

① 障害に関する理解及び障害者差別の解消の推進

障害のある人に対する合理的配慮の提供などに関する理念が町民一人ひとりに根付き、障害を理由とする差別が解消されることにより、障害の有無にかかわらず平等な社会参加の機会が保障され、もって一人ひとりの尊厳と人格、選択と自己決定が大切にされる共生社会が実現されることを目指して、平成30年4月に「土庄町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例」を施行する予定です。

12月の「障害者週間」を中心に障害のある人々の自立と社会参加への意欲や障害者問題に対する理解と認識を一層高めるため、関係者の参画を得て、今後も障害に関する理解向上に向けた各種の啓発やイベント等の拡充に努めます。

また、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が行われるよう事業者や住民にも広く周知・啓発を図り、障害を理由とする差別の解消を推進します。

② ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。

ヘルプカードは、障害のある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものであり、緊急連絡先や必要な支援内容などを記入して、本人が携行しておくカードです。

外見では障害などがあると分からなくても援助や配慮を必要とされる人が、周囲の援助を得やすくなり、みんなで助け合う社会の実現を目指して、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及に取り組みます。

③ 地域での交流促進

障害のある人もない人も、すべての人が、さまざまな分野においてともに助け合い、協力していくためには、地域とのかかわりを持ち、地域の一員として、すべての人が互いの存在を認め合うことが重要になります。

そのため、障害のある人もない人もともに理解しあい交流できる機会の充実を図るなど、交流活動の推進に努めます。

また、町民参加型事業に障害者が参加しやすくなるよう事業内容の改善を図ります。

④ 学校教育における障害に関する理解の促進

幼少期からの福祉教育は、これからの土庄町を担う子どもたちの福祉の心を育てる上で非常に重要です。今後も継続して福祉教育を実施するとともに、障害児を交えた運動会等の交流活動、車いす体験、障害者擬似体験等を実施するなど、障害者に関する知識の普及に努めます。

(2) 権利擁護・虐待防止の推進

① 権利擁護事業の活用促進

本人が判断を下すことが困難な障害者を対象とした成年後見制度のほか、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業などの活用を促進するとともに、各事業内容や相談窓口等の周知を徹底します。

② 虐待防止に向けた周知・啓発

虐待は、発生してからの対応よりも、未然に防ぐことがなにより重要です。住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法や権利擁護の周知・啓発など、障害や虐待防止に関する正しい知識と理解の普及に努めます。

③ 虐待の早期発見・早期対応

土庄町虐待防止等ネットワーク協議会における関係機関の連携のもと、子ども、配偶者、高齢者、障害者等に対する虐待の防止及び早期発見と対応に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の実施体制

(1) 町の体制

本計画は、福祉や保健、医療だけでなく就労や教育といった分野にまで幅広く関係するため、住民や地域との協働や関係機関及び事業所との連携を図りながら推進していきます。また、町の体制としても各担当課や関係部局との連携を図りながら実施体制をさらに強化し、取り組んでいきます。

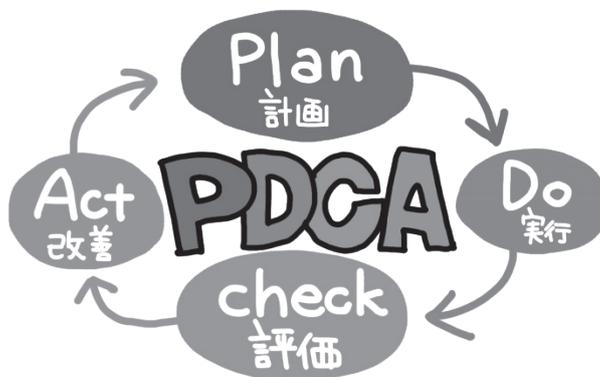
(2) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等がそれぞれの役割を担い、互いに協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害者が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障害者団体と情報交換を図り、協力を求めながら計画の推進を図っていきます。

2 計画の進行管理・評価

計画の進み具合や実施状況を、分かりやすく点検し、その結果を検討し評価をする作業を自立支援協議会が行う際に、「PDCAサイクル¹⁴」の考え方のもとで、計画の実施状況について、自立支援協議会を中心として計画の進捗状況の確認を行うとともに、効果的な連携と幅広い意見交換を図り、地域の共通する課題の明確化を図ります。



14 PDCAサイクル…計画 (Plan) を実行 (Do) し、評価 (Check) して改善 (Action) に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのことです。

第2部 障害福祉計画（第5期）

障害児福祉計画（第1期）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では、平成 25 年 4 月に、障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）を施行し、地域社会での共生の実現に向け、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を一層推進することとされました。

また、平成 28 年 6 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成 28 年法律第 65 号）」が公布され、平成 30 年 4 月からの施行となりました。この法律では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

本町では、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を計画期間とした「土庄町障害福祉計画（第 4 期）」を策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。

このたび、「土庄町障害福祉計画（第 4 期）」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針を踏まえて「土庄町障害福祉計画（第 5 期）」を策定します。なお、今般の児童福祉法の改正に基づき、「土庄町障害児福祉計画（第 1 期）」を一体的に策定することとします。

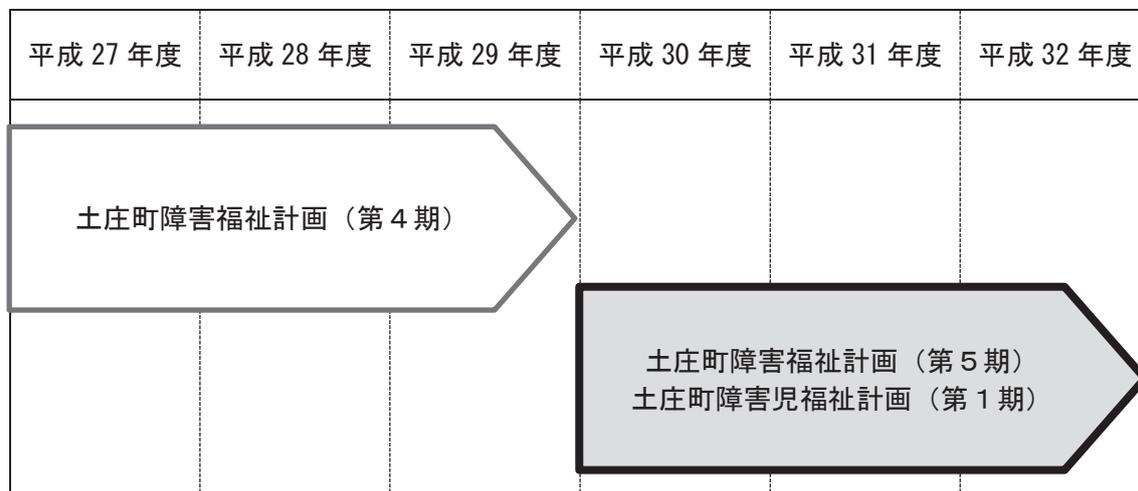
2 計画の位置付け

「土庄町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画として障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して定めるものとされていることから、サービス提供等にかかる実施計画的な位置付けの計画として、整合性をもって推進します。

また、今般の児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるものとされています（第 33 条の 20）。障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができるとしており、本町は一体的に作成するものとします。

3 計画の期間

本計画の計画期間については、「土庄町障害福祉計画（第5期）」「土庄町障害児福祉計画（第1期）」ともに、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



4 基本的な視点

障害者総合支援法における基本理念、並びに土庄町障害者計画における基本理念である「地域で支えあいながら 誰もが自分らしく いきいきと暮らすまち」を踏まえ、この計画においては次の4つを基本的な方向として掲げ、その推進を図ります。

（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障害のある人もない人も共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障害の種別や程度を問わず、障害のある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

（2）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図ります。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組み等を計画的に推進します。

- ① 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ② 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に係る取組み
- ③ 人工呼吸器を装着している障害児、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下、「医療的ケア児」とする。）が保健・医療・福祉・保育・教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(4) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児通所支援等の専門的な支援の確保の観点から、保健・医療・教育等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を、可能な限り身近な場所で提供する体制の構築を図っていきます。

第2章 成果目標

1 障害福祉計画（第4期）における成果目標と実績

（1）施設入所者の地域生活移行

障害福祉計画（第4期）では、平成25年度末時点の入所者33人のうち、9.1%にあたる3人が地域生活へ移行し、2人が新規に施設入所をすることを見込んで、下記の目標を設定しました。

施設入所者の減は当初の目標より多く、また地域移行者数については、入所者の重固化・高齢化が進んでおり、目標達成には至りませんでした。

項目	目標	実績
平成25年度末時点の施設入所者数	33人	
平成29年度末時点の施設入所者数	32人	28人
地域移行者数	3人 (9.1%)	0人
施設入所者の削減人数	1人 (3.0%)	5人 (15.2%)

（2）地域生活支援拠点等の整備

地域で障害のある人やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の整備が求められていますが、本町では町単独での整備は難しいため、拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的な体制」を基本に体制整備を検討しています。

（3）福祉施設から一般就労への移行

障害福祉計画（第4期）では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、計画期間中に一般就労に移行する者を見込んで、下記の目標を設定しました。

計画期間中の一般就労移行者の実績はなく、また就労移行支援事業利用者数は、計画の3人に対し1人の実績にとどまりました。

項目	目標	実績
平成24年度の一般就労移行者数	0人	
計画期間中の一般就労移行者数	3人	0人
平成29年度の就労移行支援事業利用者数	3人	1人

2 障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）における成果目標

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針

- ・平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行することをめざす
- ・平成32年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点から2%以上削減する

（年間）

	平成28年度	平成29年度 （見込み）	目標		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域生活移行者数	0	0	1	1	1
施設入所者数	27	27	27	27	27

（2）福祉施設から一般就労への移行

国の指針

- ・平成32年度中に一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とする

（年間）

	平成28年度	平成29年度 （見込み）	目標		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
一般就労移行者数	0	0	1	1	1

（3）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

障害福祉計画（第5期）より新たに設定される精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国の指針に基づき目標を下記のように設定します。

項目	内容
現在の設置状況 （平成29年度時点）	未設置
設置形態	小豆島中央病院と小豆島病院が一体となり、小豆医療圏地域包括ケア連絡会の部会を活用するなど、福祉関係機関と連携した協議の場づくりを目指す
設置時期	平成32年度
構成市町村	土庄町、小豆島町
国の指針	協議の場の設置：圏域または市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する

(4) 地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点」とは、以下のような機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点のことをいいます。

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの対応等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）

また、整備にあたっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）も認められているため、「地域生活支援拠点等」とされています。本町においては、目標を下記のように設定します。

項目	内容
整備形態	小豆島町と連携し、島内にある資源（相談支援事業所、短期入所施設、グループホーム）において、面的なサービス提供を行う
設置時期	平成 30 年度
構成市町村	土庄町、小豆島町

(5) 障害児支援の提供体制の整備

障害児支援の提供体制の整備については、地域の実情と国が定める基本指針を勘案して、目標を以下のように設定します。

項目	内容	
児童発達支援センターの設置	設置予定なし	
保育所等訪問支援の利用体制の構築	実施予定なし	
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	実施予定なし	
医療的ケア児支援の協議の場	設置形態	自立支援協議会を活用
	設置時期	平成 30 年度
	構成市町村	土庄町、小豆島町
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	平成 31 年度から実施	

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの実績と見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障害者に、長時間にわたる介護と移動支援等を総合的に提供します。

③ 行動援護

重度の知的・精神障害による著しい行動障害のある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。

④ 同行援護

移動に著しい困難のある視覚障害者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画¹⁵に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

◎実績（第4期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	時間	287	284	312	254.5	312	318
同行援護 重度障害者等包括支援	人	23	24	25	22	25	27

15 サービス等利用計画…障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

◎目標（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	時間	318	318	318
同行援護 重度障害者等包括支援	人	27	27	27
サービス・事業の実施 に関する考え方等		<p>○訪問系サービスについては、障害のある人の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。</p> <p>○家族とともに暮らし続けたいと願う障害のある人にとっては、家族の機能を補完する本人支援としてのサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスです。</p> <p>○高齢になっても在宅生活を希望する障害者の意向実現のため、障害と介護の上乗せ・併用によるサービスが増加しています。</p>		
見込み量確保の方策		<p>○利用者自身が障害や生活環境に適した事業所を選べるよう、事業所情報の提供を行います。</p> <p>○地域で生活する障害者を支えていくために、今後も町直営事業所を運営し、圏域全体にサービスを提供できる体制を維持します。</p> <p>○障害の種別に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材確保や、サービス提供体制の充実を図ります。</p>		

（2）日中活動系サービス**① 生活介護**

常時介護を要する障害のある人に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

④ 就労移行支援

就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。利用期間は原則2年間と定められています。

⑤ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

⑥ 就労継続支援（B型）

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

⑦ 就労定着支援 **新規**

障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑧ 短期入所

居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障害のある人が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるサービスです。

⑨ 療養介護

医療を要する障害のある人で常時介護が必要な場合に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

◎実績（第4期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
生活介護	人日	934	850	975	863	996	863
	人	45	39	47	39	48	39

(月平均)

サービス名	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 (見込み)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自立訓練 (機能訓練)	人日	10	0	10	0	10	10
	人	1	0	1	0	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日	15	0	10	0	10	0
	人	2	0	1	0	1	0
就労移行支援	人日	72	46	72	23	49	23
	人	4	2	4	1	3	1
就労継続支援 (A型)	人日	23	28	23	66	23	66
	人	1	2	1	3	1	3
就労継続支援 (B型)	人日	367	343	406	380	425	399
	人	19	17	21	18	22	19
短期入所 (福祉型)	人日	18	53	18	79	24	105
	人	6	12	6	12	8	15
短期入所 (医療型)	人日	3	0	3	0	3	0
	人	1	0	1	0	1	0
療養介護	人	2	2	2	2	2	3

◎目標（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人日	863	863	863
	人	39	39	39
自立訓練 （機能訓練）	人日	10	10	10
	人	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	人日	0	0	0
	人	0	0	0
就労移行支援	人日	46	46	46
	人	2	2	2
就労継続支援 （A型）	人日	66	66	66
	人	3	3	3
就労継続支援 （B型）	人日	420	420	420
	人	20	20	20
就労定着支援 新規	人	0	0	0
短期入所 （福祉型）	人日	105	105	105
	人	15	15	15
短期入所 （医療型）	人日	0	0	4
	人	0	0	1
療養介護	人	4	4	4

サービス・事業の実施に関する考え方等	<p>○日中活動系サービスは、身辺自立や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本町では、特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また引きこもりがちな方などが社会参加していくための場として、日中活動系サービスの充実を引き続き図ります。</p>
見込み量確保の方策	<p>○サービス利用希望者を把握し、必要とする人に必要なサービスが提供されるよう事業者情報を提供します。</p> <p>○サービス事業所に限られる現状から、相談支援事業所と連携し、事業所情報などの収集に努め、可能な限り利用者の希望に沿ったサービス提供を行います。</p> <p>○一般就労や福祉的就労についてそれぞれの就労意欲に応じた対応ができるよう、ハローワーク、福祉施設、学校等関係機関と連携を図り、一人ひとりの障害に応じた支援を検討するなど就労とその後の職場定着に向けた支援体制の整備に努めます。</p> <p>○介護者の負担軽減のために、ショートステイの室の増設を図るとともに、圏域内で介護者の入院や冠婚葬祭等に伴う障害者の緊急時の受入れ対応に向けて、短期入所事業所と体制の整備を進めます。</p>

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助 **新規**

グループホーム等を利用し、一人暮らしを希望される方を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

② 共同生活援助

障害のある人に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

◎実績（第4期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
共同生活援助	人	19	15	22	17	26	17
施設入所支援	人	33	29	32	27	32	27

◎目標（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助 新規	人	0	0	0
共同生活援助	人	18	18	18
施設入所支援	人	27	27	27
サービス・事業の実施 に関する考え方等		<p>○施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められていますが、入所者の重度化・高齢化に加え、待機者もいることから、適切なケアマネジメントに基づき、真に入所を必要とする方の待機状態の解消を図ることが必要です。</p> <p>○第4期計画では町内にグループホームの整備を見込んでいましたが、現在まで未整備の状況です。アンケート調査においても、グループホームを望む声は多数ありました。</p>		
見込み量確保の方策		<p>○共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者等の地域生活への移行を目指し、地域の理解を深めながら、生活の場の確保に努めます。また、公営住宅や一般住宅も社会資源の一つとして活用するなど、様々なニーズに対応した生活の場の確保に努めます。</p>		

2 相談支援の実績と見込量

相談支援とは、障害のある人の保護者又は介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

① 計画相談支援

障害者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。

③ 地域定着支援

居宅で単身等で生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

◎実績（第4期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 （見込み月平均）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
計画相談支援	人	129	106	134	103	135	108
地域移行支援	人	1	0	2	0	2	0
地域定着支援	人	0	0	1	0	2	0

◎目標（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人	108	108	108
地域移行支援	人	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	1

サービス・事業の実施に関する考え方等	<p>○計画相談支援については、島内事業所の利用により見込み量確保が可能と考えられます。</p> <p>○地域移行支援、地域定着支援については、地域で受け入れる住環境や随時対応できる支援体制が整っていない現状があります。</p>
見込み量確保の方策	<p>○サービス等利用計画は、サービスの支給決定における根拠となるだけでなく、その作成過程において利用者の状況やニーズを適切に把握し、支援体制を築くものであることから、サービスの根幹を占める非常に重要な位置づけとなります。サービス等利用計画の実施が定着化した現状においては、質の向上を目指し、作成する指定特定相談支援事業所との協力や連携をさらに深めながら、より適切なサービス提供を行います。</p> <p>○地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。</p>

3 障害児通所支援等の実績と見込量

障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。この項では、本町における「障害児相談支援」と「障害児通所支援」の整備について扱います。

【障害児通所支援】

① 児童発達支援

身近な地域で就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある幼児に対して児童発達支援及び治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

学齢期の障害児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。

④ 保育所等訪問支援

障害児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所など集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障害児の集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援 **新規**

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるように障害児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

【障害児相談支援】

⑥ 障害児相談支援

障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

◎実績

(月平均)

サービス名	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 (見込み)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
児童発達支援	人日	3	0	3	3	3	3
	人	1	0	1	1	1	1
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日	125	183	125	133	125	141
	人	16	18	16	16	16	17
障害児相談支援	人	30	30	30	20	30	18

◎目標（第5期計画）

（月平均）

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	6	6	6
	人	2	2	2
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日	141	141	141
	人	17	17	17
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援 新規	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	19	19	19
サービス・事業の実施 に関する考え方等	<p>○児童発達支援は早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであることから、健康増進課や小豆総合事務所との連携体制を密にすることが必要です。</p> <p>○障害児相談支援は、障害のある子どもたちが通所支援を利用するために、客観的かつ専門的な視点から最適な生活を提案する重要な事業です。このことから質、量ともに充実させることが必要です。</p>			
見込み量確保の方策	<p>○障害はあっても、可能な限り子どもたちの身近な地域での支援が保障されるように、他の分野（保健、医療、教育等）と緊密に連携しながら、島内においてサービスの提供を図ります。</p> <p>○障害の特性を踏まえて、子どもたちに質の高い支援を提供できるよう、事業所に対して障害理解のための研修等を行い、資質の向上を目指します。</p>			

4 地域生活支援事業の実績と見込量

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの利用など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害への理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、「地域共生社会」の実現を図ります。

◎実績（第4期計画）

（年間）

事業名等	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
理解促進研修・啓発事業	件	1	0	1	0	1	1

◎目標（第5期計画）

（年間）

事業名等	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	件	1	1	1

② 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、「地域共生社会」の実現を図ります。

◎実績（第4期計画） （年間）

事業名等	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自発的活動支援事業	件	1	0	1	0	1	0

◎目標（第5期計画） （年間）

事業名等	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	件	0	0	1

③ 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

障害のある人の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用促進事業を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談をはじめ、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組み、権利擁護・虐待防止などの業務を行います。

ウ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害者について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、地域生活の支援を図ります。

◎実績（第4期計画） （年間）

事業名等	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
障害者相談支援事業	か所	8	8	8	8	8	8

(年間)

事業名等	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 (見込み)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	か所	0	0	0	0	1	0
住宅入居等支援 事業	件	1	0	1	0	1	0

◎目標 (第5期計画)

(年間)

事業名等	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援 事業	か所	8	8	8
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	か所	0	0	0
住宅入居等支援 事業	件	0	0	1

④ 成年後見制度

ア 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

イ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

◎実績（第4期計画）

（年間）

事業名等	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
成年後見制度 利用支援事業	件	1	0	1	0	1	0
成年後見制度法 人後見支援事業	件	1	0	1	0	1	0

◎目標（第5期計画）

（年間）

事業名等	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 利用支援事業	件	1	1	1
成年後見制度法 人後見支援事業	件	0	0	0

⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆者の派遣を行います。

◎実績（第4期計画）

（年間）

事業名等	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
意思疎通支援 事業	件	9	9	12	0	12	0

◎目標（第5期計画）

（年間）

事業名等	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
意思疎通支援 事業	件	1	1	1

⑥ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

◎実績（第4期計画）

（年間）

事業名等	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
介護訓練支援用具	件	3	0	3	0	3	0
自立生活支援用具	件	5	0	5	1	5	1
在宅療養等支援用具	件	3	0	3	1	3	0
情報・意志疎通支援用具	件	3	0	3	1	3	0
排泄管理支援用具	件	661	136	673	705	685	710
住宅改修費	件	3	0	3	1	3	0

◎目標（第5期計画）

（年間）

事業名等	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	1	1	1
情報・意志疎通支援用具	件	1	1	1
排泄管理支援用具	件	715	715	715
住宅改修費	件	1	1	1

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

◎実績（第4期計画） （年間）

事業名等	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
手話奉仕員養成 研修事業	件	1	0	1	7	1	9

◎目標（第5期計画） （年間）

事業名等	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成 研修事業	件	5	5	5

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

◎実績（第4期計画） （年間）

サービス名	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
移動支援事業	時間	630	690	663	496	696	568
	人	10	10	10	7	11	8

◎目標（第5期計画） （年間）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	時間	568	568	568
	人	8	8	8

⑨ 地域活動支援センター I 型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

◎実績（第4期計画） （年間）

サービス名	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
地域活動支援センター I 型	か所	3	3	4	3	4	3
	人	7	22	8	19	9	15

◎目標（第5期計画） （年間）

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター I 型	か所	3	3	3
	人	32	32	32

（2）任意事業

① 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として事業を実施します。

◎実績（第4期計画） （年間）

サービス名	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
日中一時支援事業	人日	236	251	236	275	236	278
	人	8	11	8	11	8	11

◎目標（第5期計画）

（年間）

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	人日	269	269	269
	人	11	11	11

② 自動車改造助成事業

就労・社会参加等に伴い、身体障害者（上肢、下肢、体幹機能の障害が1級・2級）本人所有の自動車が改造しなくてはならなくなったときに10万円を限度として改造費の助成を行います。

◎実績（第4期計画）

（年間）

事業名等	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度 （見込み）	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自動車改造助成事業	件	1	0	1	0	1	0

◎目標（第5期計画）

（年間）

事業名等	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車改造助成事業	件	1	1	1

- 參考資料 -

1 策定委員会設置要綱

土庄町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく障害福祉計画を策定するため、土庄町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他障害者計画及び障害福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 住民代表者（団体代表者）
- (3) 医療関係者
- (4) 障害者団体代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 福祉施設関係者
- (7) 福祉関係者
- (8) 行政関係者

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 土庄町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿

	職 名	氏 名
1.町議会議員	土庄町議会教育民生委員長	山崎 勝義
2.住民代表者	土庄町自治会連絡協議会長 土庄町老人クラブ連合会長 土庄町婦人会長	松下 龍雄 松本 紀男 濱野 祥代
3.医療関係者	小豆島中央病院 医長	本城 康正
4.障害者団体代表者	土庄町身体障害者福祉会会長	川井 孝夫
5.学識経験者	土庄町民生委員児童委員協議会会長	余島 邦昭
6.福祉施設関係者	小豆島老人ホーム園長 ひまわりの家理事長	池本 幹男 岡 裕
7.福祉関係者	土庄町社会福祉協議会事務局長	川井 和弘
8.行政関係者	香川県小豆総合事務所保健福祉課長	松原佳代子
	土庄町健康増進課長	山本真由美
	土庄町教育総務課長	佐伯 浩二
	土庄町保健センター保健師長	日下佐英子
	土庄町福祉課長	奥 村 忠